

# 請負工事施工管理基準

令和 7 年 10 月

名古屋市緑政土木局

# 目 次

## 請負工事施工管理基準

1	目 的	1
2	適 用	1
3	施工管理の構成	1
4	施工管理の実施	1
5	施工管理の方法	1
6	規格値	2
7	その他	2

## 出来形管理基準及び規格値

第3編	工事共通編	4
第1章	土工	4
第2章	無筋・鉄筋コンクリート	11
第3章	一般施工	11
第4章	共通施工	76
第4編	河川編	100
第1章	築堤・護岸	100
第2章	浚渫（川）	101
第3章	樋門・樋管	103
第4章	水門	103
第5章	堰	104
第6章	排水機場	105
第7章	床止め・床固め	106
第8章	河川維持	106
第9章	河川修繕	—
第5編	砂防編	107
第1章	砂防堰堤	107
第2章	流路	110
第3章	斜面对策	110
第6編	道路編	112
第1章	道路改良	112
第2章	舗装	115
第3章	道路付属物	116
第4章	橋梁下部	120
第5章	橋梁上部	128
第6章	コンクリート橋上部	128
第11章	共同溝	128
第12章	電線共同溝	130

第13章	道路維持	132
第14章	雪寒	—
第15章	道路修繕	134
第7編	公園緑地編	135
第1章	基盤整備工	135
第2章	植栽	137
第3章	施設整備	138
第4章	グラウンド・コート整備工	—
第8編	下水道編	146
第1章	管路	146
第2章	処理場・ポンプ場	157

### 品質管理基準及び規格値

別に定める請負工事品質管理基準（名古屋市緑政土木局）による

#### 様式

(様式 1)	出来形成果総括表	1
(様式 2)	出来形管理図	2
(様式 2-2)	出来形管理表	3
(様式 2-3)	出来形管理表	4
(様式 2-4)	出来形管理表	5
(様式 2-5)	出来形管理図	6
(様式 2-6)	出来形管理図	7

#### 別紙1

整備書類（データ）一覧表（参考）	1
------------------	---

# 請負工事施工管理基準

この請負工事施工管理基準（以下「施工管理基準」という。）は、土木工事標準仕様書第1編1. 1. 30 施工管理に規定する工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

## 1 目的

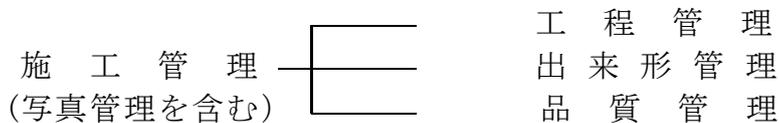
この施工管理基準は、工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

## 2 適用

この施工管理基準は、名古屋市緑政土木局が所管する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この施工管理基準により難しい場合、もしくはこの施工管理基準に定めのない工種については、監督員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。

## 3 施工管理の構成



## 4 施工管理の実施

- (1) 請負人は、工事施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 請負人は、測定（試験）等を工事の施工と並行して管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 請負人は、測定（試験）等の結果をそのつど管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完了時に監督員に提出しなければならない。

## 5 施工管理の方法

### (1) 工程管理

請負人は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものと

する。

## (2) 出来形管理

請負人は、出来形を**出来形管理基準**（緑政土木局）に定められる測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表（様式2）（出来形管理表及び出来形管理図）及び出来形図を作成し管理するものとし、監督員の検査を受けるものとする。このうち、出来形管理図（様式2-5、もしくは様式2-6）の作成については、出来形のばらつきの判断を行うため、データ数が10個以上の主たる工種の1つの種別について作成するものとする。このとき、作成する項目については、監督員と**協議**するものとする。

ただし、データ数が10個に満たない場合は、出来形管理図（様式2-5、もしくは様式2-6）の作成は不要とする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

また、請負人は、出来形成果総括表（様式1）を工事完了時に監督員に**提出**しなければならない。

## (3) 品質管理

請負人は、品質を「**請負工事品質管理基準**」（緑政土木局）に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

## 6 規格値

請負人は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値はすべて規格値を満足しなければならない。

## 7 その他

### (1) 写真管理

請負人は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を**写真管理基準**（緑政土木局）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の**請求**に対し速やかに**提示**するとともに、工事完了時に**提出**しなければならない。

### (2) 管理資料の提出

施工管理資料は、工事完了時に監督員に**提出**しなければならない。

### (3) 手直し

出来形及び品質の管理において、測定値が規格値を満足しない時は、請負人は手直しをするものとする。

また、規格値に適合しているものの、美観・出来ばえ等が悪く検査員又は監督員が**指示**した時は、手直し等の処置をするものとする。

### (4) ICT活用工事

ICT活用工事の出来形管理は、「**ICT活用工事（土工）実施要**

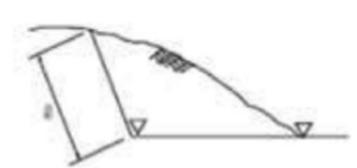
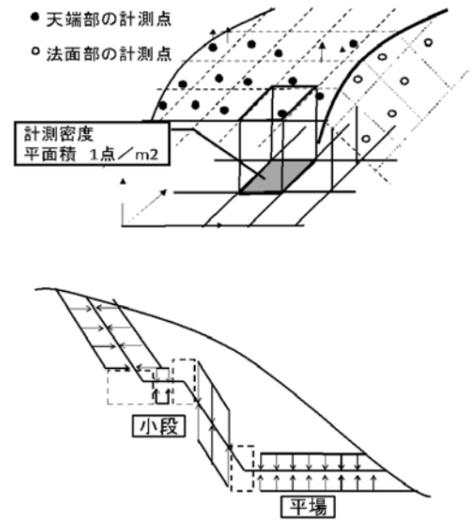
領」(名古屋市緑政土木局)、「ICT活用工事(舗装)実施要領」(名古屋市緑政土木局)及び「ICT活用工事(河川浚渫)実施要領」(名古屋市緑政土木局)の規定によるものとする。

(5) 3次元データによる出来形管理【出典は、全て国土交通省である。】

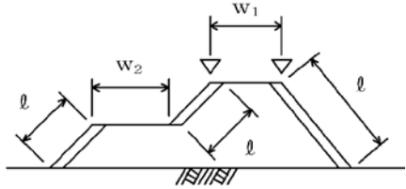
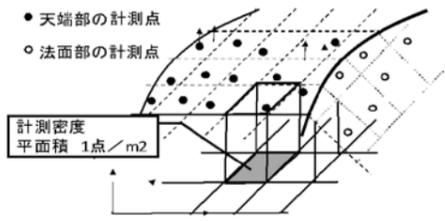
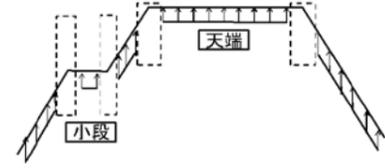
- 1) 土工において3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による。
- 2) 一般施工において3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。
- 3) 共通施工において3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。
- 4) 浚渫(川)において3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による。
- 5) 舗装において3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。

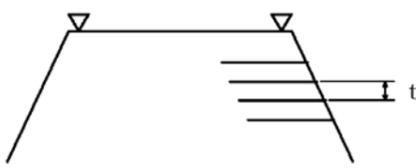
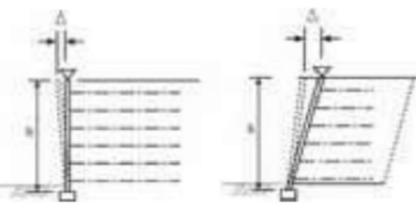
なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

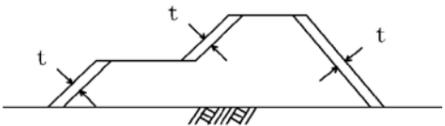
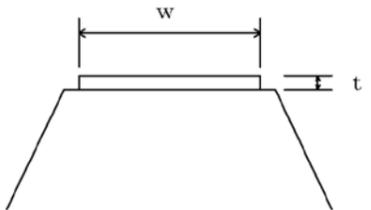
注) 上記各要領において国の仕様書等の記載は、名古屋市の仕様書等に読み替えるものとし、市の仕様書等に定めがないものは国の仕様書等を準用すること。

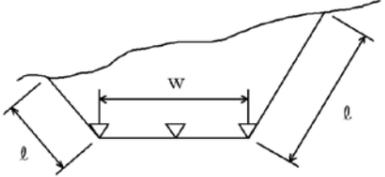
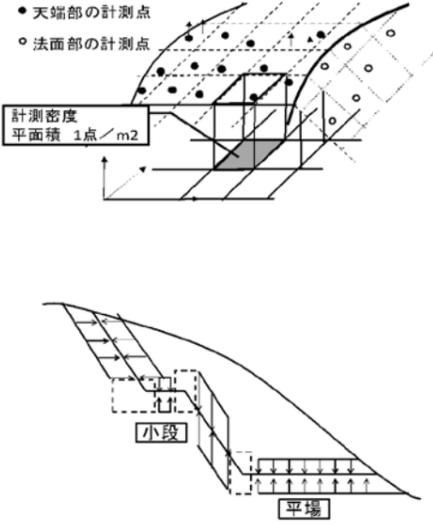
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定基準	摘要		
3 工事共通編	1 土工	3 河川土工・砂防土工	2		掘削工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定する。 基準高は掘削部の両端で測定する。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。				
						法長 $l$	$l < 5\text{ m}$ $l \geq 5\text{ m}$				-200 法長 - 4%	
3 工事共通編	1 土工	3 河川土工・砂防土工	2		掘削工 (面管理の場合)		平均值 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれる。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または標高較差				±70	±160
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または標高較差				±70	±330

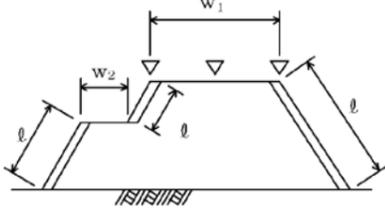
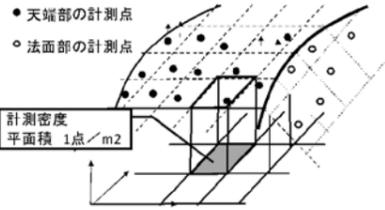
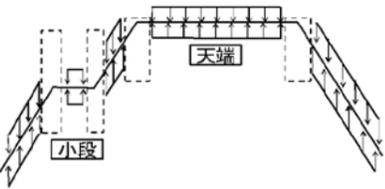
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 (mm)		測定基準	測定基準	摘要
3 工事共通編	1 土工	3 河川土工・砂防土工	2		掘削工（水中部） （面管理の場合）			平均值	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100 mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。		
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±300			

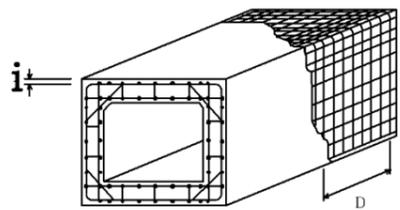
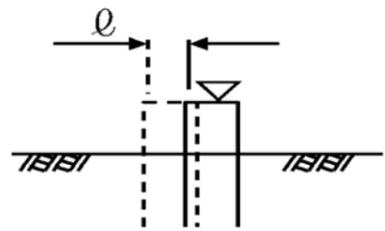
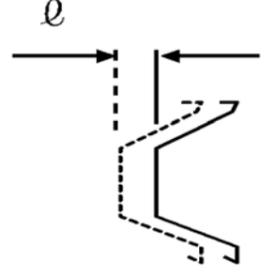
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定基準	摘要		
3 工事共通編	1 土工	3 河川土工・砂防土工	3		盛土工	基準高▽	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定する。 基準高は各法肩で測定する。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各路肩で測定。				
						法長 ℓ	ℓ < 5 m				-100	
							ℓ ≥ 5 m				法長 - 2%	
						幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>					-100	
3 工事共通編	1 土工	3 河川・砂防土工	3		盛土工 (面管理の場合)		平均值 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれる。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 			
						天端	標高較差				-50	-150
						法面 4割<勾配	標高較差				-50	-170
						法面 4割≧勾配 (小段含む)	標高較差				-60	-170
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの						

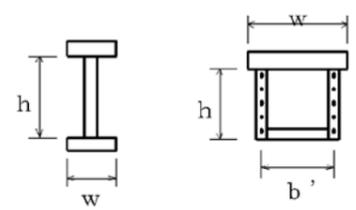
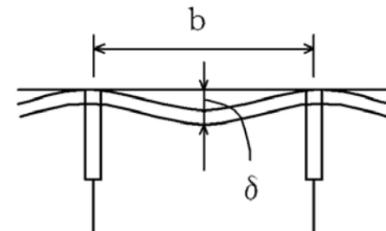
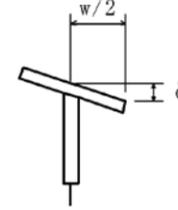
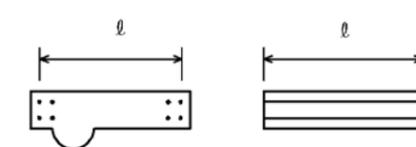
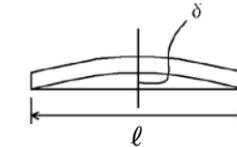
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定基準	摘要
3 工事共通編	1 土工	3 河川土工・砂防土工	4		盛土補強工 (補強工(テールアルメ)壁工法 (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法))	基準高▽	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定する。  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚さ t	-50			
						控え長さ	設計値以上			
				補強土壁工 (補強工(テールアルメ)壁工法 (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法))	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定する。  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
					高さ h	h < 3 m				-50
						h ≧ 3 m				-100
					鉛直度△	±0.03 h かつ ±300 以内				
					控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上				
					延長 L	-200				1 施工箇所毎に測定する。  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定基準	摘要	
3 工事共通編	1 土工	3 河川土工・砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長 40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定する。 ※土羽打ちのある場合に適用  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
3 工事共通編	1 土工	3 河川土工・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15 cm	-25	幅は、施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長 40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定する。 厚さは、施工延長 200m につき1ヶ所、200m 以下は2ヶ所、中央で測定する。		
							t ≥ 15 cm	-50			
						幅 w	-100				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定基準	摘要		
3 工事共通編	1 土工	4 道路土工	2		掘削工	基準高▽	±50	施工延長 40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所測定する。 基準高は、道路中心線及び端部で測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。				
						法長 $l$	$l < 5\text{ m}$				-200	
							$l \geq 5\text{ m}$				法長 - 4%	
						幅 $w$					-100	
3 工事共通編	1 土工	4 道路土工	2		掘削工 (面管理の場合)		平均值 個々の計測値	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50 mmが含まれる。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5 cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5 cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±160
						法面(軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±330

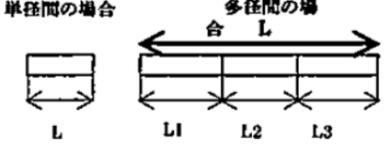
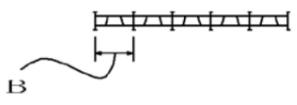
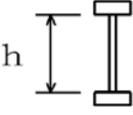
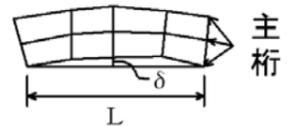
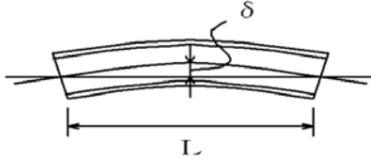
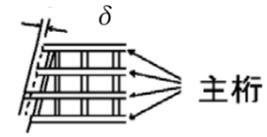
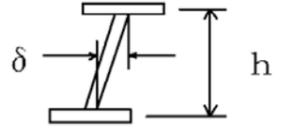
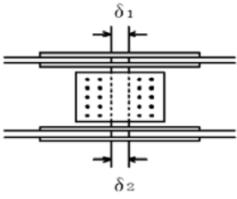
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定基準	摘要	
3 工事共通編	1 土工	4 道路土工	3		路体盛土工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測定間隔 25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定する。			
			4	路床盛土工	法長 ℓ	ℓ < 5m	-100				
						ℓ ≥ 5m	法長 - 2%				
					幅 w1、w2	-100					
3 工事共通編	1 土工	4 道路土工	3		路体盛土工		平均值	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれる。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
			4	路床盛土工	平場	標高較差	±50				±150
					法面 (小段含む)	標高較差	±80				±190
					(面管理の場合)						
											

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定基準	摘要
3 工事共通編	2 鉄筋・鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4		鉄筋の組立	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n - 1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロットあたりに対して各面で1か所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照 ただし、道路橋示方書の適用をうける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編6.6）による。 注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編4.3.12床版・横組工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての攻守において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		
						かぶり i	設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高▽	±50	基準高は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定する。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						根入り長	設計値以上			
						変位 l	100			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	6		縁石工 （縁石・アスカープ）	延長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定する。		

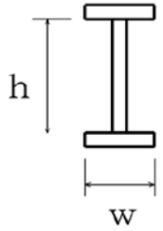
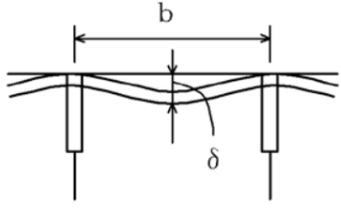
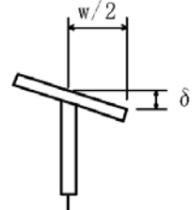
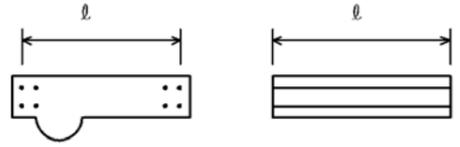
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準		測定基準	摘要					
								鋼桁等	トラス・アーチ等							
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) ※シミュレーション仮組立検査も含む	フランジ幅 $w$ (m)  腹板高 $h$ (m) 腹板 $b'$ (m)	$\pm 2 \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定する。 床組など構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	 I型鋼桁      トラス弦材							
											部 材 精 度	板の平面度 $\delta$ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	$h/250$	主桁 各支点及び支間中央付近を測定する。  $h$ ：腹板高 (mm) $b$ ：腹板またはリブの間隔 (mm) $w$ ：フランジ幅 (mm)	
													箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b/150$		
													フランジの直角度  $\delta$ (mm)	$w/200$		
											部 材 長 $l$ (m)		鋼桁	$\pm 3 \dots$ $l \leq 10$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定する。	
トラス、アーチ等	$\pm 2 \dots$ $l \leq 10$ $\pm 3 \dots$ $l > 10$															
		圧縮材の曲り $\delta$ (mm)	$l/1000$	—	主要部材全数を測定する。  $l$ ：部材長 (mm)											

※規格値の  $w$  に代入する数値は  $m$  単位の数値である。

ただし、「板の平面度  $\delta$ 、フランジの直角度  $\delta$ 、圧縮材の曲り  $\delta$ 」の規格値の  $h$ 、 $b$ 、 $w$ 、に代入する数値は  $mm$  単位の数値とする。

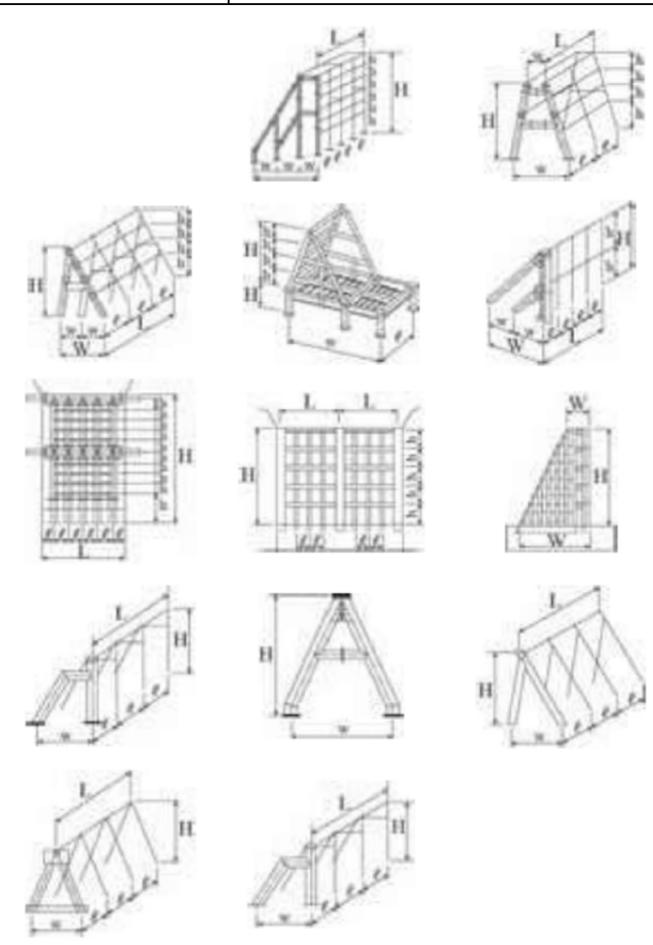
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準		測定基準	摘要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通の工種	7	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) ※シミュレーション仮組立検査も含む	部 材 精 度	全長 L (m) 支間長 L <sub>n</sub> (m)	$\pm (10 + L / 10)$ $\pm (10 + L_n / 10)$		各桁全数を測定する。		
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots \dots$ $B \leq 2$ $\pm (3 + B / 2) \dots$ $B > 2$		各支点及び各支間中央付近を測定する。		
							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots \dots$ $h \leq 5$ $\pm (2.5 + h / 2) \dots$ $h > 5$	—	両端部及び中心部を測定する。		
							主桁、主構の通り $\delta$ (mm)	$5 + L / 5 \dots$ $L \leq 100$ $25 \dots \dots$ $L > 100$		最も外側の主桁または主構について支点及び支間中央の1点を測定する。 L：測線上 (m)		主桁
							主桁、主構のそり $\delta$ (mm)	$-5 \sim +5 \dots \dots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots \dots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots \dots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots \dots$ $80 < L \leq 200$	各主桁について 10 ～12m間隔を測定する。 L：主桁の 支間長 (m)	各主構の各格点を測定する。 L：主構の 支間長 (m)		
							主桁、主構の橋端における 出入差 $\delta$ (mm)	$\pm 10$		どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定する。		主桁
							主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm)	$3 + h / 1000$	各主桁の両端部を測定する。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定する。 h：主構の高さ (mm)		
							現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	$\pm 5$	主桁、主構の全継手数の 1 / 2 を測定する。 $\delta_1, \delta_2$ の内大きいもの なお、設計値が 5 mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0 mm とする。(例：設計値が 3 mm の場合、すき間の許容範囲は 0 mm から 8 mm)			

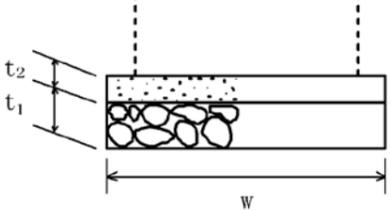
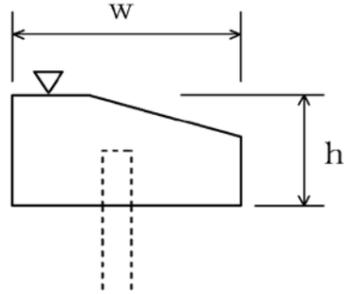
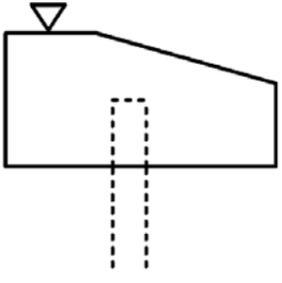
※規格値の L, B, h に代入する数値は m 単位の数値である。  
ただし「主桁、主構の鉛直度  $\delta$ 」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。

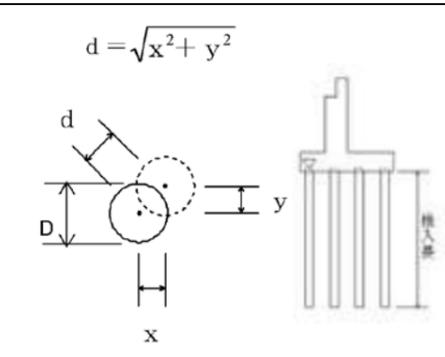
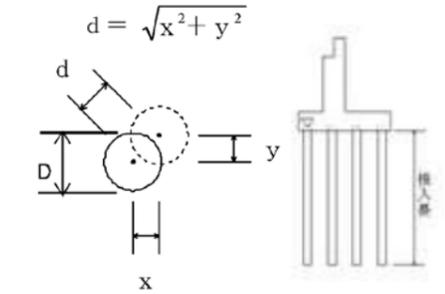
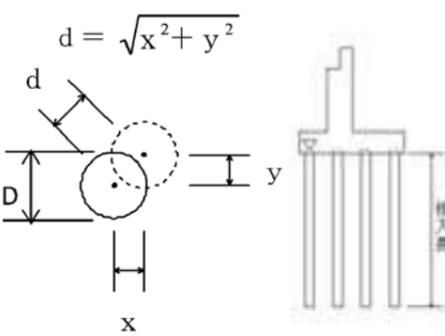
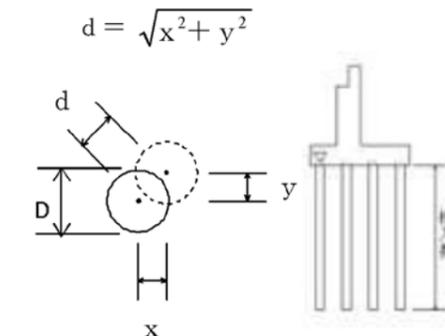
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定基準	摘要			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通の工種	7	2	桁製作工 (仮組立による検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m)	± 2 . . . . w ≤ 0.5	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定する。 床組など構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定する。	 I型鋼桁				
						腹板高 h (m)	± 3 . . . . 0.5 < w ≤ 1.0 ± 4 . . . . . 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3 + w/2) 2.0 < w						
						部 材 精 度	鋼桁等の部材の 腹板				h / 250	主桁 各支点及び支間中央付近を測定する。  h : 腹板高 (mm) b : 腹板またはリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	
							箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート				b / 150		
フランジの直角度  δ (mm)	w / 200												
部 材 長 ℓ (m)	鋼 桁	± 3 . . . . ℓ ≤ 10  ± 4 . . . . ℓ > 10	主要部材全数を測定する。										

※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。

ただし「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定基準	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通の工種	7	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定		
						堤長 L	±30			
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通の工種	8		工場塗装工	塗膜厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗布後、下塗り終了時及び上塗り終了時に測定し、内面塗装では、内面塗装終了時に測定する。</p> <p>1ロットの大きさは、500㎡とする。</p> <p>1ロットあたり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。</p> <p>ただし、1ロットの塗装面積が、200㎡未満の場合は、10㎡につき1点以上、200㎡以上500㎡未満の場合は、25点測定する。</p>		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3	3	3	9		コンクリート面塗装工	塗料使用量		鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上		
3	3	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所を測定する。		
						厚さ t <sub>1</sub> 、t <sub>2</sub>	-30			
						延長 L	各構造物の規格値による。			
3	3	4	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所を測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			
3	3	4	3	2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所を測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200			

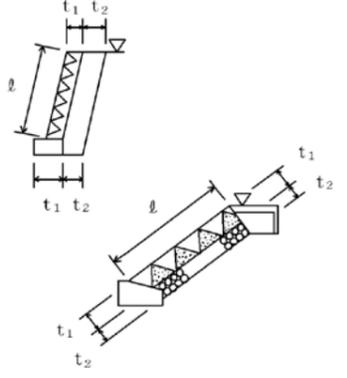
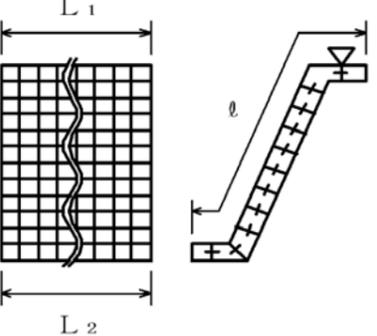
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
						杭径D	設計値以上			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入れ長	設計値以上			
						偏心量 d	100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
						杭径D	設計径(公称径) -30 以上			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留構造の内径にて測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150 以内			
						傾斜	1/50 以内			
						基礎径D	設計径(公称径) 以上※			

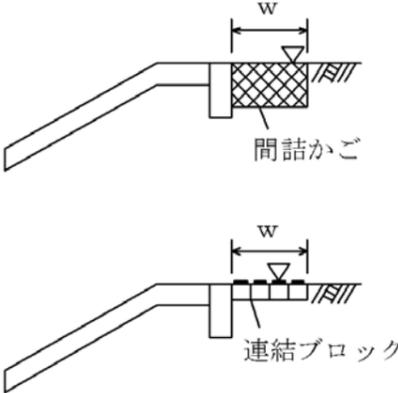
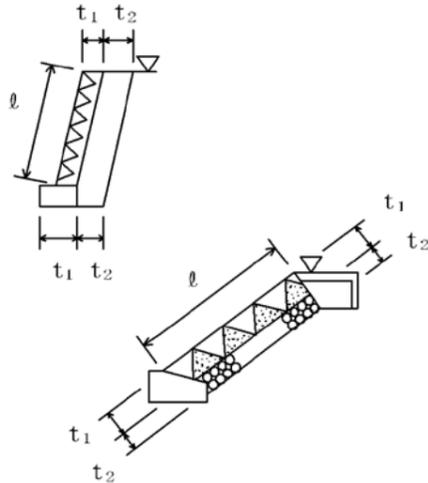
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロット毎に測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚t	-20			
						偏心量d	300以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロット毎に測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚t	-20			
						偏心量d	300以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定する。 偏心量は、1基毎に測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏心量d	300以内			
						根入長	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	3	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 $l$	$l < 10m$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						法長 $l$	$l \geq 10m$	-200			
						幅 w		-30			
						高さ h		-30			
						枠中心間隔 a		$\pm 100$			
延長 L		-200	1 施工箇所毎測定する。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。								
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	3	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 $l$	$l < 10m$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。		
						法長 $l$	$l \geq 10m$	-200			
						延長 L		-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要		
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 $l$	$l < 3 \text{ m}$	-50	<p>施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所測定する。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。</p> <p>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>			
							$l \geq 3 \text{ m}$	-100				
						延長L		-200				<p>1 施工箇所毎測定する。</p> <p>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>
						厚 さ $t$	$t < 5 \text{ cm}$	-10				<p>施工面積 200 m<sup>2</sup>につき1ヶ所以上、面積200 m<sup>2</sup>以下は2ヶ所を穿孔により測定する。</p>
							$t \geq 5 \text{ cm}$	-20				
<p>ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上とする。</p>												

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	7	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法 長 $l$	$l < 5 \text{ m}$	-200	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
							$l \geq 5 \text{ m}$	法長の - 4 %				
						盛土法 長 $l$	$l < 5 \text{ m}$	-100				
							$l \geq 5 \text{ m}$	法長の - 2 %				
延長 L		-200	1 施工箇所毎測定する。  ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。									
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	7	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 $l$	$l < 5 \text{ m}$	-200	施工延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
							$l \geq 5 \text{ m}$	法長の - 4 %				
						延長 L		-200				1 施工箇所毎測定する。  ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。
						厚 さ $t$	$l < 5 \text{ cm}$	-10				施工面積 200 m <sup>2</sup> につき 1ヶ所、面積 200 m <sup>2</sup> 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 検査孔により測定する。
							$l \geq 5 \text{ cm}$	-20				
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上とする。					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所厚さは、上端部及び下端部の2ヶ所を測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 $l$	$l < 3\text{ m}$				-50
							$l \geq 3\text{ m}$				-100
						厚さ(ブロック積(張)) $t_1$	-50				
						厚さ(裏込) $t_2$	-50				
延長 $L$	-200										
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積(張)工	7	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 $l$	-100				
						延長 $L_1, L_2$	-200				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 w	-100				
						延長 L	-200				
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所厚さは、上端部及び下端部の 2ヶ所を測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 l	l < 3 m				-50
							l ≧ 3 m				-100
						厚さ(ブロック) t <sub>1</sub>					-50
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>					-50
						延長 L					-200

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所 厚さは、上端部及び下端部の2ヶ所を測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 $l$	$l < 3\text{ m}$				-50
							$l \geq 3\text{ m}$				-100
							厚さ(石積・張) $t_1$				-50
							厚さ(裏込) $t_2$				-50
							延長L				-200
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	7	4	橋面防水工(シート系床版防水層)	シートの重ね幅	-20~+50	標準重ね幅100mm対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) 再生クラッシュラン クラッシュランスラグ	基準高▽	±40	±50	—		基準高と厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定する。 各車線200m毎に1か所を掘り起こして厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						厚さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) 再生クラッシュラン クラッシュランスラグ (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
										※面管理の場合は測定値の平均			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整砕石 改良砕石 水硬性粒調スラグ	厚さ	-25	-30	-8		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定する。 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整砕石 改良砕石 水硬性粒調スラグ (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
										※面管理の場合は測定値の平均			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	※面管理の場合は測定値の平均	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	/	厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	※面管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-25	-25	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	5	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	(面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
											※面管理の場合は測定値の平均		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	6	アスファルト舗装工 (表層工)	基準高▽	—	±30	—		基準高と厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)	
						厚さ	-7	-9	-2				
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mプロフィールメーター (δ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (δ) 1.75mm以下						
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。  平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 舗設幅7m以上の道路 (3) 監督員が特に必要と認めた道路	
					(面管理の場合)	平坦性	3mプロフィールメーター (δ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (δ) 1.75mm以下						
							※面管理の場合は測定値の平均						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) 再生クラッシュラン クラッシュランスラグ	基準高▽	±40	±50	—		基準高と厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定する。 各車線200m毎に1か所を掘り起こして厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						厚さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) 再生クラッシュラン クラッシュランスラグ (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
										※面管理の場合は測定値の平均			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)					
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整砕石 改良砕石 水硬性粒調スラグ	厚さ	-25	-30	-8		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。		
						幅	-50	-50	-					
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整砕石 改良砕石 水硬性粒調スラグ (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	※面管理の場合は測定値の平均	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	※面管理は、測定値の平均	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
										※面管理の場合は測定値の平均			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-25	-25	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	5	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	(面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	基準高▽	—	±30	—		基準高と厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)	
						厚さ	-7	-9	-2				
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。  平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 舗設幅7m以上の道路 (3) 監督員が特に必要と認めた道路	
						平坦性	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下						
							※面管理の場合は測定値の平均						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高と厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定する。 各車線200m毎に1か所を掘り起こして厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。場合が該当する。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						厚さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	1	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
										※面管理の場合は測定値の平均			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整砕石	厚さ	-25	-30	-8	/	厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定する。 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整砕石 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	※面管理の場合は測定値の平均	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	/	厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	※面管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	3	排水性み性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	<p>厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。</p> <p>幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。</p> <p>500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方※</p> <p>工事規模I以上の工事とは、舗装施工面積2,000㎡以上、あるいは使用する基層及び表層のアスファルト混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。</p> <p>工事規模IIとは、工事規模I以外とする。</p> <p>※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。</p>		
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	4	排水性み性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) 面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>※面管理の場合は測定値の平均</p>	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	5	排水性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	<p>厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。</p> <p>幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。</p> <p>500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方※</p> <p>工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。</p> <p>工事規模IIとは、工事規模I以外のとする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)</p>		
						幅	-25	-25	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	5	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>※面管理の場合は測定値の平均</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。</p>	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	5	排水性舗装工 (表層工)	基準高▽	—	±30	—		基準高と厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。 工事規模IIとは、工事規模I以外する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
						厚さ	-7	-9	-2				
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下						
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	5	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。 平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 舗設幅7m以上の道路 (3) 監督員が特に必要と認めた道路	
						平坦性	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下						
							※面管理の場合は測定値の平均						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	11	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は、片側延長40m毎に1ヶ所で測定する。 幅と厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所の割に測定し、さらに片側延長200m毎に1ヶ所を掘り起こして厚さを測定する。 ※歩道舗装に適用する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 工事規模I以上の工事とは、舗装施工面積2,000㎡以上、あるいは使用する基層及び表層のアスファルト混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						厚さ	t < 15 cm	-30	-10			
							t ≥ 15 cm	-45	-15			
						幅	-100		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	11	1	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15 cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計高さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 ※歩道舗装に適用する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
							厚さあるいは 標高較差	t ≥ 15 cm	±90			
						t < 15 cm		+90 -70	+50 -10			
						t ≥ 15 cm	±90	+50 -15				
	※面管理の場合は測定値の平均											

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)					10個の測定値の平均 (X10)
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下				工事規模 I 以上
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	11	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅と厚さは、片側延長 40m毎に 1か所の割に測定し、さらに 500 m <sup>2</sup> 以上で 1,000 m <sup>2</sup> に 1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。 ※歩道舗装に適用する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500 t 以上の工事とする。  工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。  厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。		
						幅	-25	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	11	2	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4 mm が含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。  ※歩道舗装に適用する。	※面管理の場合は 測定値の平均		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	12	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	/	厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方※ 工事規模I以上の工事とは、舗装施工面積2,000㎡以上、あるいは使用する基層及び表層のアスファルト混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	12	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	※面管理の場合は測定値の平均	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	12	2	グースアスファルト舗装 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外のとする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)	
						幅	-25	-25	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	12	2	グースアスファルト舗装 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
										※面管理の場合は測定値の平均			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	12	2	グースアスファルト舗装工 (表層工)	基準高▽	—	±30	—		基準高と厚さは、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割に測定する。 500 m <sup>2</sup> 以上で 1,000 m <sup>2</sup> 以上に 1 個の割合でコアを採取して厚さを測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500 t 以上の工事とする。  工事規模 II とは、工事規模 I 以外する。  厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)	
						厚さ	-7	-9	-2				
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3m プロフィルメーター (σ) 2.4 mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75 mm 以下						
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	12	2	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4 mm が含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。  平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100m 以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側 1 車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 舗設幅 7m 以上の道路 (3) 監督員が特に必要と認めた道路	
						平坦性	3m プロフィルメーター (σ) 2.4 mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75 mm 以下						
							※面管理の場合は測定値の平均						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	1	改質アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高と厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定する。 各車線200m毎に1か所を掘り起こして厚さを測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。 工事規模IIとは、工事規模I以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						厚さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	1	改質アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
										※面管理の場合は測定値の平均			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	2	改質アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整砕石 改良砕石 水硬性粒調スラグ	厚さ	-25	-30	-8		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定する。 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	2	改質アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整砕石 改良砕石 水硬性粒調スラグ (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
										※面管理の場合は測定値の平均			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	3	改質アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	3	改質アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	※面管理の場合は測定値の平均	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	4	改質アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模I以上の工事とは、舗装施工面積2,000㎡以上、あるいは使用する基層及び表層のアスファルト混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	4	改質アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	5	改質アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外のとする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	-25	-25	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	5	改質アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	※面管理の場合は測定値の平均	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	6	改質アスファルト舗装工 (表層工)	基準高▽	—	±30	—		基準高と厚さは、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は、延長 40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模 II とは、工事規模 I 以外する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)	
						厚さ	-7	-9	-2				
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下						
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	6	改質アスファルト舗装工 (表層工) (路面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。  平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 舗設幅7m以上の道路 (3) 監督員が特に必要と認めた道路	
						平坦性	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下						
							※面管理の場合は測定値の平均						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	15	1	脱色アスファルト舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	—	—	基準高は、片側延長 40m毎に 1ヶ所で測定する。 幅と厚さは、片側延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定し、さらに各車線 200m毎に 1か所を掘り起こして厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 工事規模 I 以上の工事とは、舗装施工面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上、あるいは使用する基層及び表層のアスファルト混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。  工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						厚さ	t < 15 cm	-30	-10			
							t ≥ 15 cm	-45	-15			
幅	-100		—									
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	15	1	脱色アスファルト舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15 cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
							t ≥ 15 cm	±90	+50 -15			
						厚さあるいは 標高較差	t < 15 cm	+90 -70	+50 -10			
							t ≥ 15 cm	±90	+50 -15			
	※面管理の場合は測定値の平均											

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)					10個の測定値の平均 (X10)
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下				工事規模 I 以上
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	15	2	脱色アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅と厚さは、片側延長 40m毎に 1か所の割に測定し、さらに 500㎡以上で 1,000㎡に 1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。  厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)		
						幅	-25	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	15	2	脱色アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4mm が含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。	※面管理の場合は測定値の平均	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高と厚さは、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定する。 各車線 200m毎に 1か所を掘り起こして厚さを測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の工事とする。 工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)	
						厚さ	-45	-45	-15				
						幅	-50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする この場合、基準高の評価は省略する。		
					(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
								※面管理の場合は測定値の平均					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	2	コンクリート舗装工 (上層路盤工) (粒度調整砕石、改良砕石、水硬性粒調スラグ)	厚さ	-25	-30	-8	/	厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定する。 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして厚さを測定する。  3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	2	コンクリート舗装工 (上層路盤工) (粒度調整砕石、改良砕石、水硬性粒調スラグ) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	/	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	3	コンクリート舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして厚さを測定する。  3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)	
						幅	-50		-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	3	コンクリート舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアを採取して厚さを測定する。  3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。	
						幅	-25		-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの法によることができる。	
					(面管理の場合)			※面管理の場合は測定値の平均					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	基準高▽	—	±30	—		<p>基準高は延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。</p> <p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 40m毎に水糸またはレベルにより 1測線あたり横断方向に 3ヶ所以上測定する。</p> <p>幅は延長 40m毎に 1ヶ所の割で測定する。</p> <p>平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。</p> <p>なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し打設前に各車線の中心付近で 40m毎に水糸またはレベルにより 1測線あたり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、打設後に各車線 40m毎に両側の版端を測定する。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上の工事とする。</p> <p>工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)</p> <p>コア採取について 厚さ等規格値に満たない場合は、コアを採取して測定する。</p> <p>平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側 1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 監督員が特に必要と認めた道路</p>	
						厚さ	-10		-3.5				
						幅	-25		—				
						平坦性	<p>コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより 機械舗設の場合 (δ) 2.4 mm以下 人力舗設の場合 (δ) 3 mm以下</p>						
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定する。				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上の工事とする。  工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)  コア採取について 厚さ等規格値に満たない場合は、コアを採取して測定する。  平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 監督員が特に必要と認めた道路	
						平坦性	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメータにより 機械舗設の場合 (δ) 2.4 mm以下 人力舗設の場合 (δ) 3 mm以下		※面管理の場合は測定値の平均				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定する。				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高と厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定する。 各車線200m毎に1か所を掘り起こして厚さを測定する。  3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)	
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
					厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15				
					(面管理の場合)	※面管理の場合は測定値の平均							

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (粒度調整砕石、改良砕石、水硬性粒調スラグ)	厚さ	-25	-30	-8		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定する。 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして厚さを測定する。  3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
						幅	-50		-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (粒度調整砕石、改良砕石、水硬性粒調スラグ)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
								※面管理の場合は測定値の平均					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (上層路盤工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして厚さを測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。	
						幅	-50		-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (上層路盤工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
									※面管理の場合は測定値の平均				

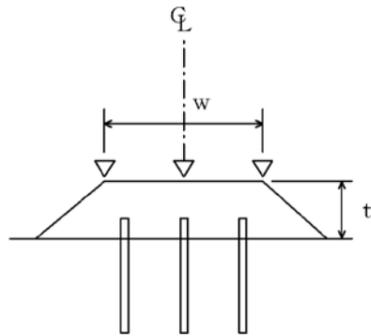
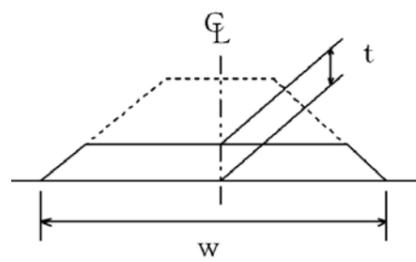
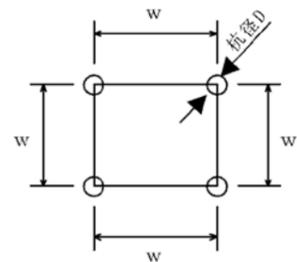
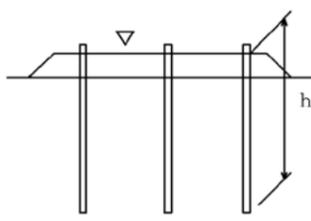
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ	-9	-12	-3		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 さらに500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアを採取して厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。	
						幅	-25		-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	基準高▽	—	±30	—		基準高は延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 40m毎に水糸またはレベルにより 1測線あたり横断方向に 3ヶ所以上測定する。 幅は延長 40m毎に 1ヶ所の割で測定する。 平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の工事とする。 工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く) コア採取について 厚さ等規格値に満たない場合は、コアを採取して測定する。 平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側 1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 監督員が特に必要と認めた道路	
						厚さ	-15		-4.5				
						幅	-35		—				
						平坦性	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (δ) 2.4 mm以下						
						目地段差	±2						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)					
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方※ 工事規模 I とはの工事とする。  工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)  コア採取について 厚さ等規格値に満たない場合は、コアを採取して測定する。  平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 監督員が特に必要と認めた道路		
						平坦性	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより 機械舗設の場合 (δ) 2.4mm以下							※面管理の場合は測定値の平均
						目地段差	±2							隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定する。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	18	1	ブロック舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—		基準高は片側延長 40m毎に 1ヶ所測定する。 幅と厚さは、片側延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定し、更に片側延長 200m毎に 1か所を掘り起こして厚さを測定する。 歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の工事とする。 工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						厚さ	t < 15 cm	-30	-15				
							t ≥ 15 cm	-45	-10				
						幅	-100		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	18	2	ブロック舗装工 (基礎工)	厚さ	-9	-12	-3		幅と厚さは、片側延長 40m毎に 1か所の割に測定し、さらに 500 m <sup>2</sup> 以上で 1,000 m <sup>2</sup> に 1個の割でコアを採取して厚さを測定する。 歩道舗装に適用する。		
						幅	-25		—				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長 40m毎に 1ヶ所の割合で測定する。 基準高は、道路中心線及び端部で測定する。 厚さは、中心線及び端部で測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認(実測不要)		
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	3		置換工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 厚さは、中心線及び端部で測定する。		
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	-50	施工延長 10mにつき、1 測点あたり 5 点以上測定する。 w、(L) は、施工延長 40m につき 1ヶ所、40m 以下のものは 1 施工箇所につき 3 か所測定する。 (L) は、センターライン及び表裏法肩で行う。		
						法長 ℓ	-200			
						天端幅 w	-300			
						天端延長 L	-300			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	4		表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	-50	施工延長 10m につき、1 測点あたり 5 点以上測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅 w、天端延長 L を確認(実測は不要)		
						法長 ℓ	-200			
						天端幅 w	-300			
						天端延長 L	-300			

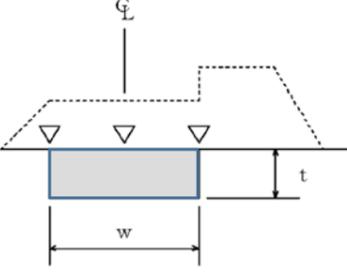
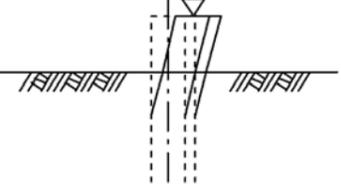
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所測定する。 厚さは、中心線及び端部で掘り起こして測定する。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
						厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所測定する。 厚さは、中心線及び両端部で掘り起こして測定する。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100 本に 1ヶ所測定する。 100 本以下は 2ヶ所測定。1ヶ所に 4 本測定測定する。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 ペーパードレーン工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						杭径 D	設計値以上			
			8	締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ h	設計値以上	全本数測定する。			

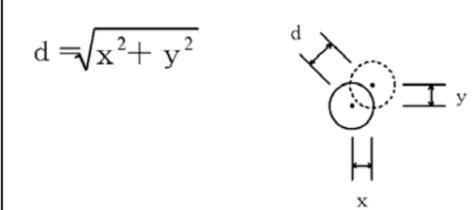
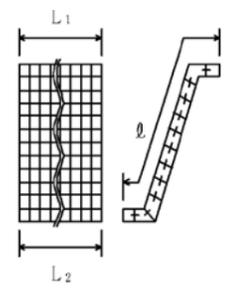
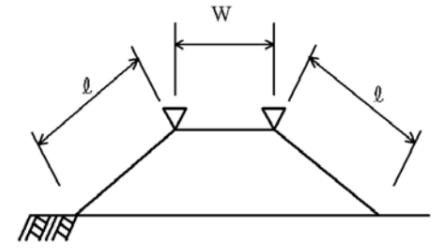
※余長は、適用除外

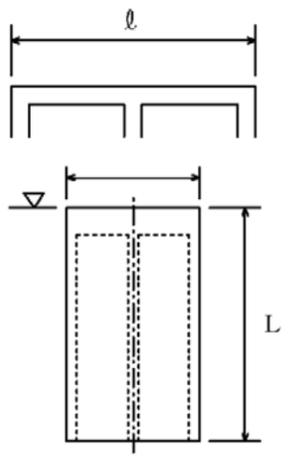
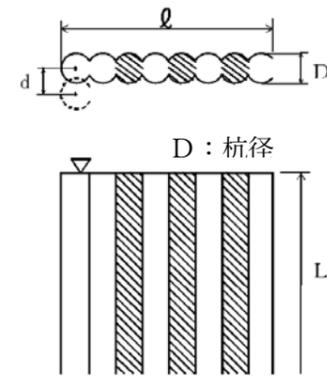
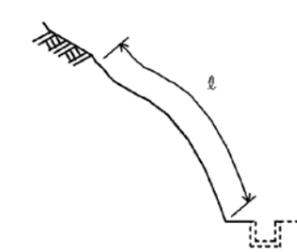
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	<p>全本数測定する。</p> <p>計器管理にかえることができる。サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	
--	--	--	--	--	--	---------------------------------------	---	---	--

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1ヶ所測定する。 100本以下は2ヶ所測定する。 1ヶ所に4本測定する。		
						位置・間隔w	D/4以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 L	設計値以上	全本数測定する。  $L = \ell_1 - \ell_2$ $\ell_1$ は改良体先端深度 $\ell_2$ は改良端天端深度		
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 第8編固結工(スラリー攪拌工)・バーチカルドレーン工編」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認(掘起しによる実測確認は不要)		
						杭径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認(掘起しによる実測確認は不要)		
						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認(残尺計測による確認は不要)		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	10		固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000 m <sup>3</sup> ~4,000 m <sup>3</sup> について1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所測定する。 1,000 m <sup>3</sup> 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所測定する。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)する。		
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延長 L	設計値以上			
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所測定する。 延長40m(または50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所測定する。		
						根入長	設計値以上			

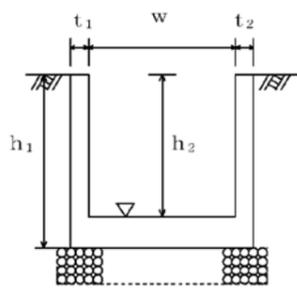
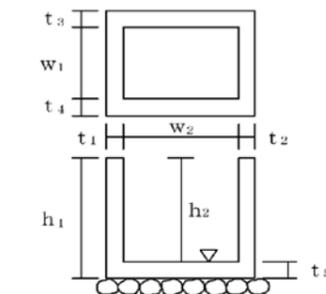
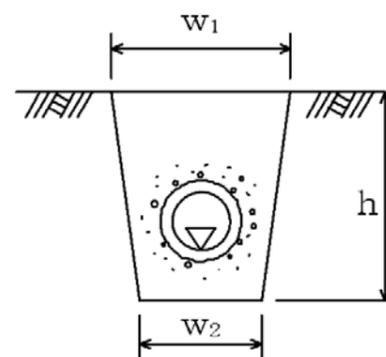
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ $\ell$	設計値以上	全数測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
						配置誤差 d	100				
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長 $\ell$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。			
						延長 $L_1$ $L_2$	-200				1 施工箇所毎測定する。
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高 $\nabla$	-50	施工延長 50m につき 1 箇所測定する。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。			
						天端幅 w	-100				
						法長 $\ell$	-100				

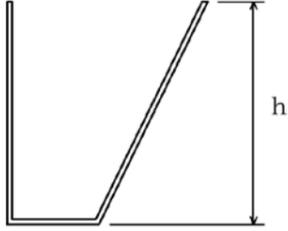
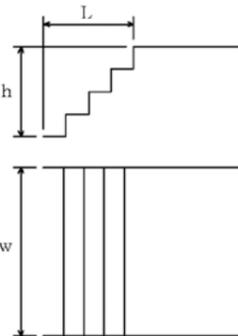
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要			
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高▽	-50	施工延長 50mにつき1ヶ所測定する。 延長 50m以下のものは、1 施工箇所につき2ヶ所測定する。					
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	9		地中連続壁工 (壁式)	基準高▽	±50	基準高は、施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき1ヶ所測定する。 延長 40m (または 50m) 以下のものについては、1 施工箇所につき2ヶ所測定する。 変位は、施工延長 20m ((測点間隔 25mの場合は 50m) につき1ヶ所測定する。 延長 20m (または 25m) 以下のものは、1 施工箇所につき2ヶ所測定する。					
						連壁の長さ $l$	-50						
						変位	300						
						壁体長 $L$	-200						
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	10		地中連続壁工 (柱列式)	基準高▽	±50	基準高は、施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき1ヶ所測定する。 延長 40m (または 50m) 以下のものについては、1 施工箇所につき2ヶ所測定する。 変位は、施工延長 20m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき1ヶ所測定する。 延長 20m (または 25m) 以下のものは、1 施工箇所につき2ヶ所測定する。					
						連壁の長さ $l$	-50						
						変位 $d$	$D/4$ 以内						
						壁体長 $L$	-200						
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	21		法面吹付工	法長 $l$	$l < 3$ m	-50	施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所測定する。				
							$l \geq 3$ m	-100					
						厚さ $t$	$t < 5$ cm	-10					
							$t \geq 5$ cm	-20					
								ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上					
						延長 $L$		-200				1 施工箇所毎測定する。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	1		現場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>各層塗装終了後に測定する。</p> <p>1 ロットの大きさは、500 m<sup>2</sup>とする。</p> <p>1 ロットあたりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。</p> <p>ただし、1 ロットの面積が200 m<sup>2</sup>に満たない場合は、10 m<sup>2</sup>毎に1点とする。</p>		

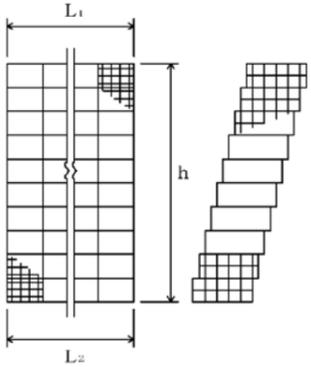
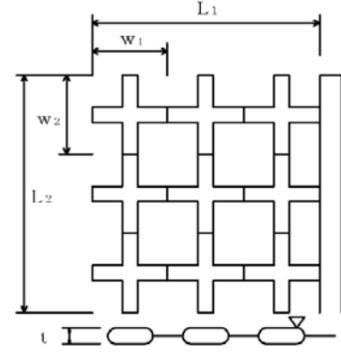
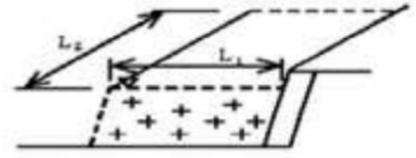
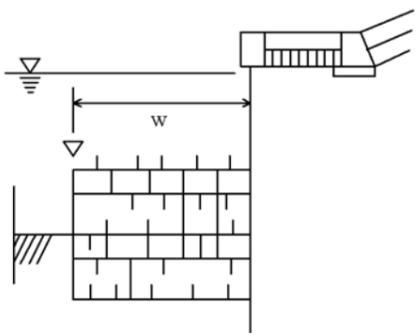
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	2		場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						厚さ t	-20				
						裏込厚さ	-50				
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-30				
						高さ h	h < 3 m				-50
							h ≧ 3 m				-100
延長 L	-200	1 施工箇所毎測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。									
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	3		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						延長 L	-200				1 施工箇所毎測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。

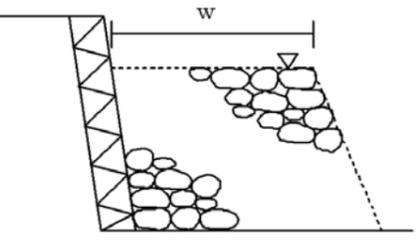
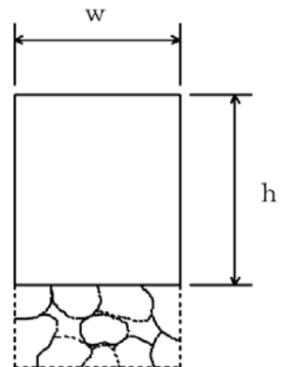
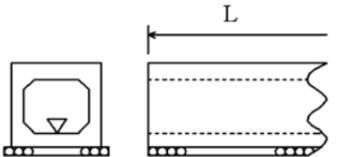
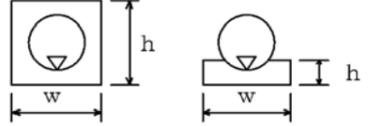
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。  1 施工箇所毎測定する。			
						法長 $l$	$l < 3\text{ m}$				-50
							$l \geq 3\text{ m}$				-100
						厚さ $t_1 t_2 t_3$					-50
						延長 $L_1 L_2$					-200
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	5		アンカー工	削孔深さ $l$	設計値以上	全数測定する。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
						配置誤差 $d$	100				
						穿孔方向 $\theta$	±2.5 度				
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	6		側溝工 (プレキャストU形側溝) (L形側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所測定する。 延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						延長 $L$	-200				1ヶ所 / 1 施工箇所測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理方法を行う場合は、延長の変化点で測定

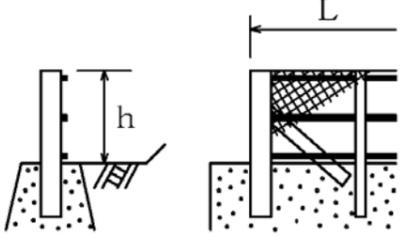
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	7		現場打水路工	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所測定する。 延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						厚さ $t_1 t_2$	-20			
						幅 $w$	-30			
						高さ $h_1 h_2$	-30			
						延長 $L$	-200			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	8		集水柵工 街渠柵工 特殊街渠柵工	基準高▽	±30	1ヶ所毎測定する。 ※現場打部分がある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		上部部分は各構造物の規格値による
						※厚さ $t_1 \sim t_2$	-20			
						※幅 $w_1 w_2$	-30			
						※高さ $h_1 h_2$	-30			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	9		暗渠工	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 $w_1 w_2$	-50			
						深さ $h$	-30			
						延長 $L$	-200			

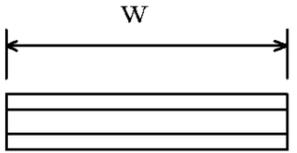
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	10		刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	$\pm 2 \dots \dots$ $h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots \dots$ $0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots \dots$ $1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所で測定する。		
						外周長L	$\pm (10 + L/10)$			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	11		階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所測定する。		
						高さ h	-30			
						長さ L	-30			
						段数	$\pm 0$ 段			

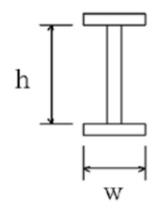
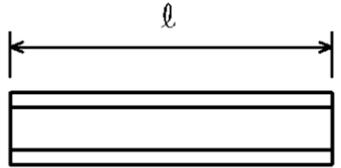
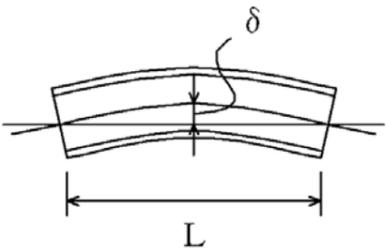
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	1		多自然川づくり関連工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。			
						法長 $l$	-200				
						延長 L	-200				
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	2		多自然川づくり関連工 (かごマット工)	法長 $l$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。			
						厚さ t	-0.2 t				
						延長 L	-200				
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	3		羽口工 (じゃかご)	法長 $l$	$l < 3 \text{ m}$	-50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。		
							$l \geq 3 \text{ m}$	-100			
						厚さ t		-50			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要						
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	4		羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ h	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。								
						延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	-200									
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	5		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。							
							厚さ t	-20								
							幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-20								
							延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	-200								
						乱積	基準高▽	± t / 2	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。							
							延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	- t / 2								
															t は、根固めブロックの高さ	
						3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	6		沈床工	基準高▽	±150	1 組毎測定する。		
幅 w	±300															
延長 L	-200															

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	7		捨石工	基準高▽	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	8		護岸附属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高さ h	-30			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	1		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 ※現場打部分のある場合		
						※幅 w	-50			
						※高さ h	-30			
						延長 L	-200	1 施工箇所毎に測定する。		

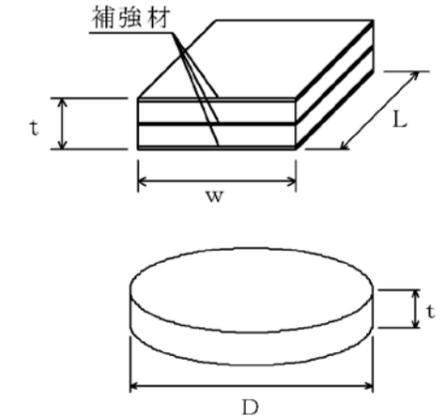
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	2		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200	1 施工箇所毎測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
								ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

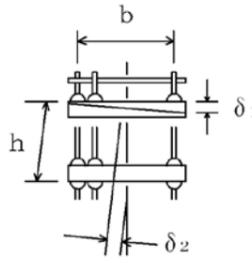
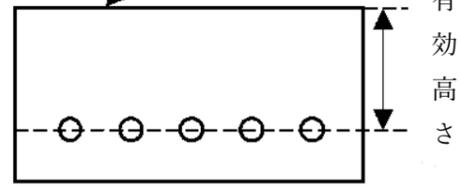
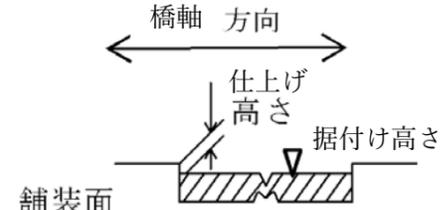
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	3		検査路製作工	部 材  部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \dots \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定する。		
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	4		鋼製伸縮継手製作工	部 材  部材長 $w$ (m)	0 ~ +30	製品全数を測定する。		
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta_1$ (mm)	設計値 $\pm 4$	両端部及び中央部付近を測定する。	
						フィンガーの食い違い $\delta_2$ (mm)	$\pm 2$			(実測値) $\delta_2$
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	5		落橋防止装置製作工	部 材  部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \dots \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定する。		
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	6		鋼製排水管製作工	部 材  部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \dots \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	7		プレビーム用桁製作工	部 材	フランジ幅 w (m)	± 2 . . . . . w ≤ 0.5 ± 3 . . . . . 0.5 < w ≤ 1.0 ± 4 . . . . .	各支点及び各支間中央付近を測定する。	 I型鋼桁
							腹板高 h (m)	1.0 < w ≤ 2.0 ± (3 + w / 2) . . . . . 2.0 < w		
							フランジの直角度 δ (mm)	w / 200		
						部材長 ℓ (m)	± 3 . . . . . ℓ ≤ 10 ± 4 . . . . . ℓ > 10	原則として仮組立しない部材について主要材全数で測定する。		
仮組立時	主桁のそり δ	-5 ~ +5 . . . . . L ≤ 20 -5 ~ +10 . . . . . 20 < L ≤ 40	各主桁について 10~12m間隔を測定する。							
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	8		橋梁用防護柵製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	± 3 . . . . . ℓ ≤ 10 ± 4 . . . . . ℓ > 10	図面の寸法表示箇所で測定する。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	9	1	鑄造費 (金属支承工)	上・下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定する。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては CT13 を適用するものとする ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する ※5) 組立て後の測定する  詳細は、道路橋支承便覧参照				
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ					
								≦1000 mm				1 以下	
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ					
								>1000 mm				1.5 以下	
							アンカー用孔(鑄放し) アンカーボルト	ドリル加工孔				≦100 mm	+3 -1
												>100 mm	+4 -2
								孔の中心距離※1				JIS B 0403-1995 CT13	
						センターボス	ボスの直径	+0 -1					
							ボスの高さ	+1 -0					
						ボス※5	ボスの直径	+0 -1					
							ボスの高さ	+1 -1					

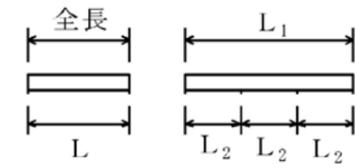
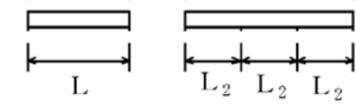
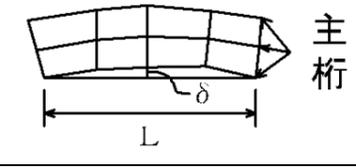
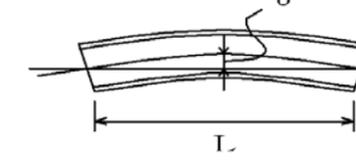
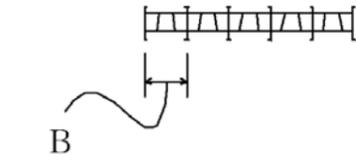
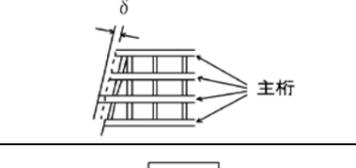
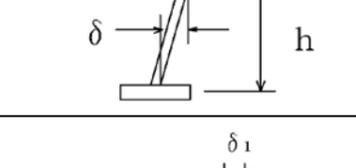
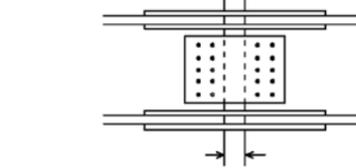
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要		
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	9	1	鑄造費 (金属支承工)	上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定する。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては CT13 を適用するものとする ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する ※5) 組立て後の測定する 詳細は、道路橋支承便覧参照				
						全移量 量 $l$ ※4	$l \leq 300$ mm				$\pm 2$	
							$l > 300$ mm				$\pm l / 100$	
						組立 高さ H	上、下面加工仕上げ				$\pm 3$	
							ト コ ン ク リ ー 造 用				$H \leq 300$ mm	$\pm 3$
						$H > 300$ mm					(H/200+3) 小数点以下切り捨て	
						普通 寸法	鑄放し長さ寸法 ※2、※3				JIS B 0403-1995 CT14	
							鑄放し肉厚寸法 ※2				JIS B 0403-1995 CT15	
							削り加工寸法				JIS B 0405-1991 粗級	
							ガス切断寸法				JIS B 0417-1979 B 級	
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	9	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 $w$	$w, L, D \leq 500$	$0 \sim +5$	製品全数を測定する。 平面度：1個のゴム支承の厚さ ( $t$ ) の最大相対誤差 詳細は、道路橋支承便覧参照			
						長さ L	$500 < w, L, D \leq 1500$ mm	$0 \sim +1\%$				
							直径 D	$1500 \text{ mm} < w, L, D$				$0 \sim +15$
						厚さ t	$t \leq 20$ mm					$\pm 0.5$
							$20 \text{ mm} < t \leq 160$ mm					$\pm 2.5\%$
							$160 \text{ mm} < t$					$\pm 4$
						相 対 誤 差	$w, L, D \leq 1000$ mm					1
							$1000 \text{ mm} < w, L, D$					( $w, L, D$ ) / 1000



編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	10		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta_1$ (mm)	b/500	軸心上全数測定する。		
						鉛直度 $\delta_2$ (mm)	h/500				
						高さ h (mm)	±5				
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	11		仮設材製作工	部材	部材長 $\ell$ (m)	±3..... $\ell \leq 10$ ±4..... $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定する。		
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	12		床版・横組工	基準高▽	±20	基準高は、1径間あたり2ヶ所(支点付近)で、1箇所あたり両端と中央部の3点を測定する。幅は、1径間あたり3ヶ所を測定する。厚さは、型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定する。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)			
						幅 w	0~+30				
						厚さ t	-10~+20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上				
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄筋間隔	±20				
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	1径間あたり3断面(両端及び中央)測定する。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。1径間あたり3ヶ所(両端及び中央)測定する。1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定する。									
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	13	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部(橋軸方向)の3点を測定する。表面の凹凸は長手方向(橋軸方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 据付け高さ：設計値との差 仕上げ高さ：舗装の計画との差 *後打ちコンがある場合、コンクリート天端との差			
						表面の凹凸	3				
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	13	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	± 3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点を測定する。  表面の凹凸は長手方向(橋軸方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。  歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点を測定する。		
						橋軸方向各点誤差の相対差	3				
						表面の凹凸	3				
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔 w <sub>1</sub>	± 2				
						歯咬み合い部の横方向間隔 w <sub>2</sub>	± 5				
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2										
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	13	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央付近の3点を測定する。  表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3				
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	14		地覆工	地覆の幅 w <sub>1</sub>	-10~+20	1径間あたり両端と中央部の3ヶ所測定する。			
						地覆の高さ h	-10~+20				
						有効幅員 w <sub>2</sub>	0~+30				
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	15		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w <sub>1</sub>	-5~+10	1径間あたり両端と中央部の3ヶ所測定する。			
						地覆の幅 w <sub>2</sub>	-10~+20				
						高さ h <sub>1</sub>	-20~+30				
						高さ h <sub>2</sub>	-10~+20				
						有効幅員 w <sub>3</sub>	0~+30				

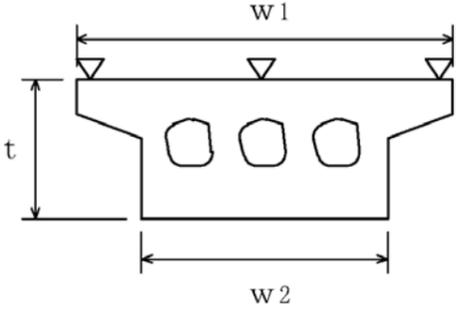
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	16		検査路工	幅	± 3	1ブロックを抽出して測定する。					
						高さ	± 4						
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	17	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	± 5	支承全数を測定する。 B:支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300 mm以下の場合は、水平面の高低差を 1 mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La,Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。					
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上						
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋				± 5	鋼橋	± (4 + 0.5 × (B - 2) )
							水平度					橋軸方向	橋軸直角方向
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差					5		
						可動支承の機能確認 注3)					温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上		
						3 工事共通編	4 共通施工				3 道路関係	17	2
可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上												
支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	± 5	鋼橋	± (4 + 0.5 × (B - 2) )									
	水平度		橋軸方向	橋軸直角方向	1/300								
可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差		5											
可動支承の機能確認 注3)		温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上											

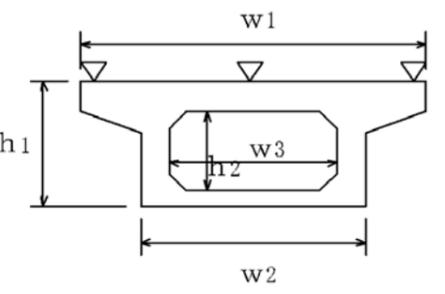
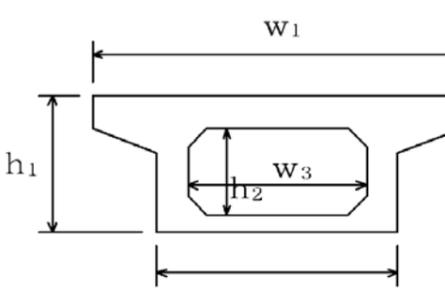
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	18		架設工（鋼橋） （クレーン架設）	全長 L (m) 支間長 L <sub>n</sub> (m)	± (20+L /5) ± (20+L <sub>n</sub> /5)	各桁毎に全数測定する。 L:主桁・主構の支間長 (m)		
					（ケーブルクレーン架設）			L:主桁・主構の支間長 (m)		
					（ケーブルエレクション架設）	通り δ (mm)	± (10+2L/5)			
					（架設桁架設）			主桁・主構を全数測定する。 L:主桁・主構の支間長 (m)		
					（送出し架設）	そり δ (mm)	± (25+L/2)			
					（トラベラークレーン架設）			各支点及び各支間中央付近を測定する。		
					※主桁、主構の中心間距離 B (m)	± 4 . . . . . ± (3 + B/2) . . . . . B ≤ 2 B > 2				
					※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定する。			
※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3 + h/1000	各主桁の両端部を測定する。 h:主桁・主構の高さ (mm)								
※現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定する。 δ <sub>1</sub> 、δ <sub>2</sub> のうち大きいもの なお、設計値が 5 mm未満の場合は、隙間の許容範囲の下限値を 0 mmとする。（例：設計値が 3 mmの場合、隙間の許容範囲は 0 mm～ 8 mm）								
		※ 仮組立検査を実施しない工事に適用。								

※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。

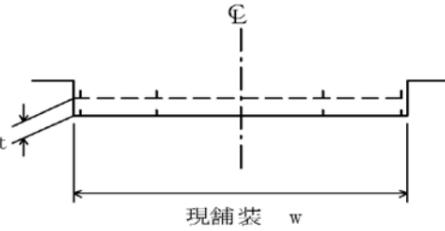
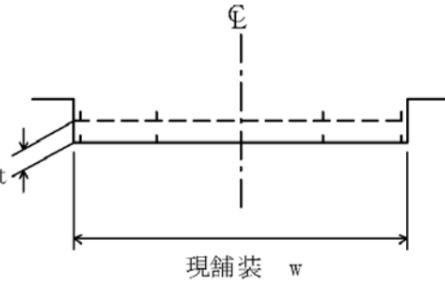
ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

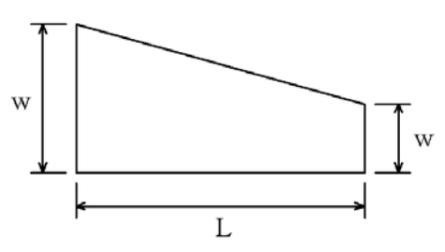
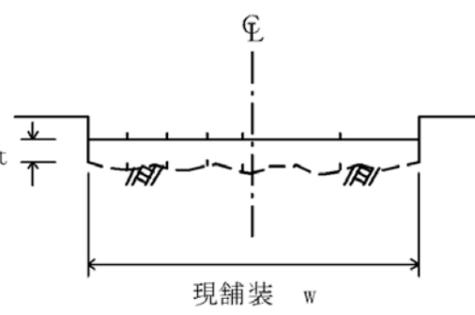
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	19	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	$\pm L/1000$	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	$\pm 5$			
						橋桁のそり $\delta_1$	$\pm 8$			
						横方向の曲り $\delta_2$	$\pm 10$			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	19	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \dots \dots L \leq 10m$ $\pm L/1000 \dots \dots L > 10m$	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	$\pm 5$			
						橋桁のそり $\delta_1$	$\pm 8$			
						横方向の曲り $\delta_2$	$\pm 10$			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	20		ポステンション桁製作工	幅 (上) $w_1$	$\pm 10$ $-5$	桁全数について測定する。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定する。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。 $l$ ：支間長 (m)		注) 新設のコンクリート構造物 (橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25 m <sup>2</sup> 以上のボックスカルバート (工場製作のプレキャスト製品はすべての工種において対象外)) の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅 (下) $w_2$	$\pm 5$			
						高さ $h$	$+10$ $-5$			
						桁長 $l$ 支間長	$l < 15 \dots \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \dots \pm (l - 5)$ かつ $-30$ 以内			
						横方向最大タワミ	$0.8l$			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	21		プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁長 $l$	—	桁全数について測定する。 桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定する。		
						断面の外形寸法 (mm)	—			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	22		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 $l$ 支間長	$l < 15 \dots \dots \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \dots \dots \pm (l - 5)$ かつ -30 以内	桁全数について測定する。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 $l$ ：支間長 (m)		
						横方向最大タワミ	$0.8l$			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	23		PC ホロースラブ製作工	基準高▽	$\pm 20$	桁全数について測定する。 基準高は、1径間あたり2ヶ所（支点付近）で1箇所あたり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間あたり両端と中央部の3ヶ所を測定する。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 4.3.12 床版・横組工に準じる。 $l$ ：支間長 (m)		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25 m <sup>2</sup> 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品はすべての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅 $w_1 w_2$	$-5 \sim +30$			
						厚さ $t$	$-10 \sim +20$			
						桁長 $l$	$l < 15 \dots \dots \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \dots \dots \pm (l - 5)$ かつ -30 以内			

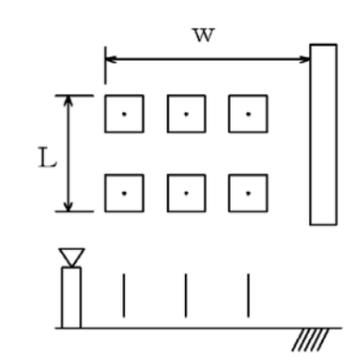
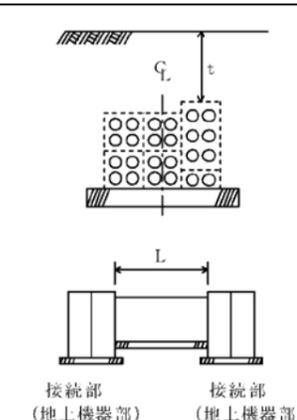
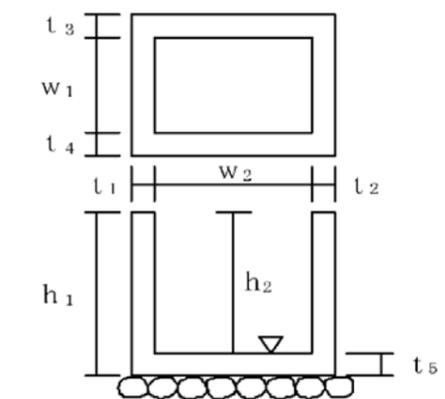
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	24		PC 箱桁製作工	基準高▽	±20	桁全数について測定する。 基準高は、1径間あたり2ヶ所 (支点付近)で1箇所あたり両 端と中央部の3点、幅及び高さ は1径間あたり両端と中央部の 3ヶ所を測定する。 ※鉄筋の出来形管理基準につい ては、第3編 4.3.12 床版・横組 工に準じる。 ℓ：支間長 (m)		注) 新設のコン クリート構造 物(橋梁上・下 部工及び重要 構造物である 内空断面積 25 ㎡以上のボツ クスカルバー ト(工場製作の プレキャスト 製品はすべて の工種におい て対象外))の 鉄筋の配筋状 況及びかぶり については、 「非破壊試験 によるコンク リート構造物 中の配筋状態 及びかぶり測 定要領」も併 せて適用する。
						幅(上) w <sub>1</sub>	-5~+30			
						幅(下) w <sub>2</sub>	-5~+30			
						内空幅 w <sub>3</sub>	±5			
						高さ h <sub>1</sub>	+10 -5			
						内空高さ h <sub>2</sub>	+10 -5			
						桁長 ℓ	ℓ < 15 . . . . . ±10 ℓ ≥ 15 . . . . . ±(ℓ-5) かつ -30 以内			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	25		PC 押し箱桁製作工	幅(上) w <sub>1</sub>	-5~+30	桁全数について測定する。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、 中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準につい ては、第3編 4.3.12 床版・横組 工に準じる。 ℓ：桁長 (m)		注) 新設のコン クリート構造 物(橋梁上・下 部工及び重要 構造物である 内空断面積 25 ㎡以上のボツ クスカルバー ト(工場製作の プレキャスト 製品はすべて の工種におい て対象外))の 鉄筋の配筋状 況及びかぶり については、 「非破壊試験 によるコンク リート構造物 中の配筋状態 及びかぶり測 定要領」も併 せて適用する。
幅(下) w <sub>2</sub>	-5~+30									
内空幅 w <sub>3</sub>	±5									
高さ h <sub>1</sub>	+10 -5									
内空高さ h <sub>2</sub>	+10 -5									
桁長 ℓ	ℓ < 15 . . . . . ±10 ℓ ≥ 15 . . . . . ±(ℓ-5) かつ -30 以内									

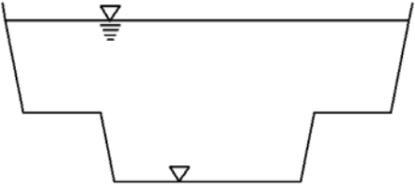
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	26		架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押し出し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定する。		
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定する。		
						そり	—	主桁を全数測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	27	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは、40m 毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は、車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 40m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 測定方法は、自動横断測定法によることができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-25	-			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	27	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) 面管理として緩和	-2 (2)	1.「施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2.計測は、切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は 1 点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 3.厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4.幅は、延長 40m 毎に測定するものとし、延長 40m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。		
						幅 w	-25	-			

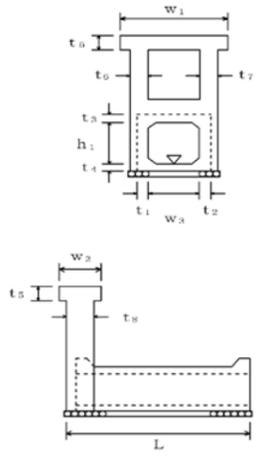
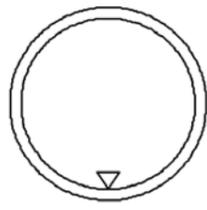
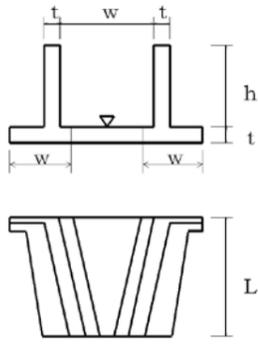
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	28		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所を測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	-25			
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	29		オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは、40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は、車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 舗設幅7m以上の道路 (3) 監督員が特に必要と認めた道路	
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下				

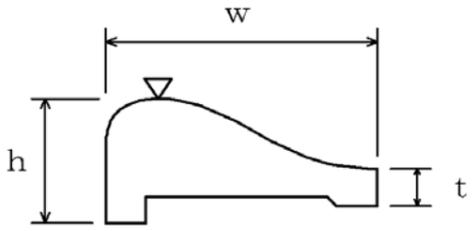
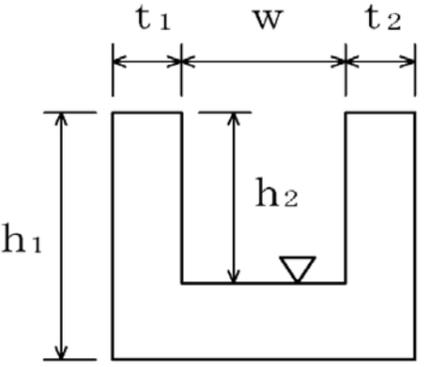
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	30		オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さ t	-20	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						標高較差	-3			
						平坦性	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	31		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定する。		
						アンカーボルト定着長	-20以内かつ-1D以内	全数測定する。 D：アンカーボルト径(mm)		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	1 築堤・護岸	8 水制工	8		杭出し水制工	基準高▽	±50	1組毎に測定する。		
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	-200			
4 河川編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0 ~ +50	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所を測定する。  接続部 (地上機器部) 間毎で全数を測定する。		
						延長 L	-200			
4 河川編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎に測定する。  ※現場打部分のある場合		
						※厚さ t <sub>1</sub> ~ t <sub>5</sub>	-20			
						※幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	-30			
						※高さ h <sub>1</sub> 、h <sub>2</sub>	-30			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
4 河川編	2 浚渫(川)	3 浚渫工	2		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	-800~+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎に測定する。 横断方向は、5 m毎に測定する。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
								500ps	-1000~+200			
								1000ps	-1200~+200			
							ディーゼル船	250ps	-800~+200			
								420ps 600ps	-1000~+200			
								1350ps	-1200~+200			
							幅		-200			
							延長		-200			
							4 河川編	2 浚渫(川)	4・5 浚渫工			
幅		-200										
延長		-200										

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	摘要
							平均値	個々の計測値			
4 河川編	2 浚渫 (川)	4・5 浚渫工	2		浚渫船運転工  (バックホウ浚渫船)  (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100 mmが含まれている。 3. 計測は、平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。		
						標高較差	±0 以下	+400 以下			

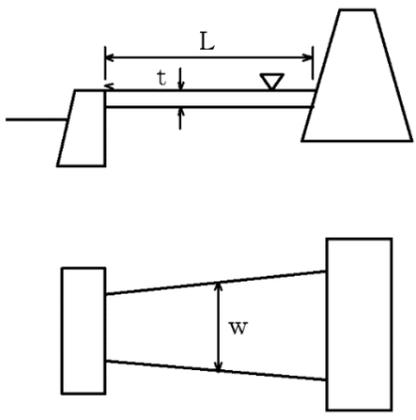
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管本 体工	6	1	函渠工 (本体工)	基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。		
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定する。		
						幅 $w_1, w_2$	-30	門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定する。		
						内空幅 $w_3$	-30	プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、「基準高」と「延長」を測定する。		
						内空高 $h_1$	±30			
						延長 L	-200			
4 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管本 体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定する。		
						延長L	-200	1施工箇所毎に測定する。		
4 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管本 体工	7		翼壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定する。		
						8	水叩工			
			幅 w	-30						
			高さ h	±30						
			延長 L	-50						
4 河川編	4 水門	4 水門本 体工	7		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定する。		
			8			厚さ t	-20			
			9			幅 w	-30			
			10			高さ h	±30			
			11			延長 L	-50			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
4 河川編	5 堰	4 可動堰本 体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定する。			
						厚さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高さ h	±30				
						延長 L	-50				
4 河川編	5 堰	5 固定堰本 体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、 施工継手箇所及び構造図の寸法 表示箇所で測定する。			
						厚さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高さ h	±30				
						堰長 L	L < 20m				-50
							L ≥ 20m				-100
4 河川編	5 堰	6 魚道工	3		魚道本体工	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の 場合は 50m) につき 1ヶ所、40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所を測定す る。			
						厚さ t <sub>1</sub> 、t <sub>2</sub>	-20				
						幅 w	-30				
						高さ h <sub>1</sub> 、h <sub>2</sub>	-30				
						延長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	5 堰	7 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定する。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w <sub>1</sub> (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w <sub>2</sub> (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w <sub>3</sub> (橋軸方向)	-50			
						高さ h <sub>1</sub>	-50			
						胸壁の高さ h <sub>2</sub>	-30			
						天端長 ℓ <sub>1</sub>	-50			
						敷長 ℓ <sub>2</sub>	-50			
						胸壁間距離 ℓ	±30			
						支点長及び 中心線の変化	±50			
4 河川編	6 排水機場	3 機場本体工	6		本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定する。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h <sub>1</sub> h <sub>2</sub>	±30			
						延長 L	-50			
4 河川編	6 排水機場	3 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定する。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	6 排水機場	4 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定する。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
4 河川編	7 床止め・床固め工	3 床止め工	6		本體工 (床固め本體工)	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定する。		
						天端幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>3</sub>	-30			
						堤幅 w <sub>2</sub>	-30			
						堰長 L <sub>1</sub> 、L <sub>2</sub>	-100			
						水通し幅 ℓ <sub>1</sub> 、ℓ <sub>2</sub>	±50			
4 河川編	7 床止め・床固め工	3 床止め工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定する。 厚さは目地及びその中間点で測定する。		
						厚さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延長 L	-100			
4 河川編	7 床止め・床固め工	4 床固め工	6		側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定する。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定する。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定する。		
						天端幅 w <sub>1</sub>	-30			
						堤幅 w <sub>2</sub>	-30			
						延長 L	-100			
4 河川編	8 河川維持	4 除草工	2		堤防除草工			写真管理のみとする。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
5 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \dots \dots$ $l \leq 10$	図面の寸法表示箇所で測定する。	
						材		$\pm 4 \dots \dots$ $l > 10$		
5 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高▽	$\pm 30$	図面の寸法表示箇所で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						天端幅 $w_1, w_3$	-30			
						堤幅 $w_2$	-30			
						水通し幅 $l_1, l_2$	$\pm 50$			
						堤長 $L_1, L_2$	-100			
5 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	7		コンクリート側壁工	基準高▽	$\pm 30$	1. 図面の寸法表示箇所で測定する。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定する。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						延長 $L$	-100			

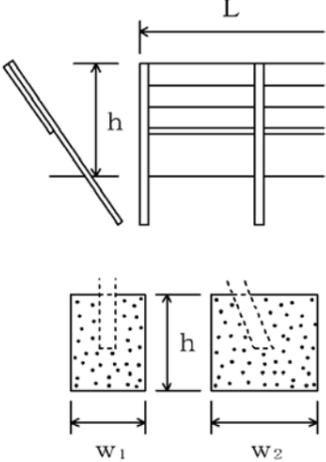
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
5 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	9		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定する。 厚さは目地及びその中間点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						幅 w	-100			
						厚さ t	-30			
						延長 L	-100			

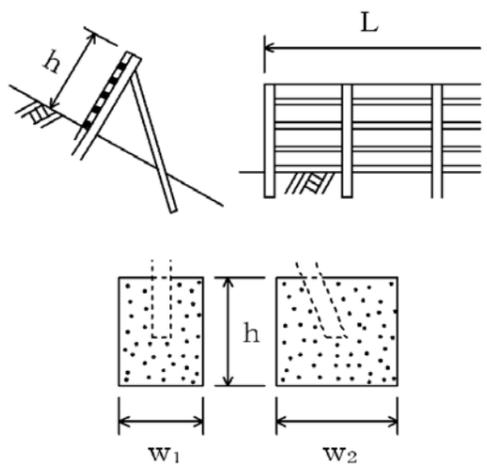
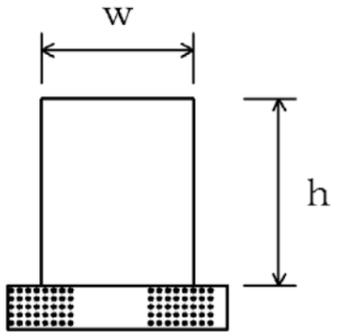
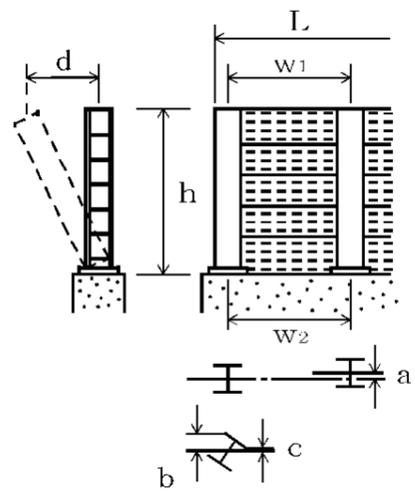
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
5 砂防編	1 砂防堰堤	7 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本體工 (不透過型)	水 通 し 部	堤高▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
							長さ $l_1$ $l_2$	±100			
							幅 $w_1$ , $w_3$	±50			
							下流側倒れ△	±0.02H <sub>1</sub>			
						袖 部	袖高▽	±50			
							幅 $w_2$	±50			
							下流側倒れ△	±0.02H <sub>2</sub>			
5 砂防編	1 砂防堰堤	7 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)	堤高 L	±50	図面の表示箇所で測定する。			
						堤長 $l$	±10				
						堤幅 W	±30				
						堤高 w	±10				
						高さ H	±10				
						高さ h	±10				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
5 砂防編	1 砂防堰堤	7 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						長さL	±100			
						幅w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	±50			
						下流側倒れ△	±0.02H			
						高さh	h < 3m			
高さh	h ≥ 3m	-100								
5 砂防編	2 流路	4 床固め工	8		魚道工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所で測定する。		
						幅w	-30			
						高さh <sub>1</sub> 、h <sub>2</sub>	-30			
						厚さt <sub>1</sub> 、t <sub>2</sub>	-20			
						延長L	-200			
5 砂防編	3 斜面对策	5 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所で測定する。 (なお、プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。)		
						厚さt <sub>1</sub> 、t <sub>2</sub>	-20			
						幅w	-30			
						幅w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	-50			
						高さh <sub>1</sub> 、h <sub>2</sub>	-30			
						深さh <sub>3</sub>	-30			
						延長L	-200			
5 砂防編	3 斜面对策	6 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さℓ	設計値以上	全数を測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配置誤差d	100			
						穿孔方向θ	±2.5度			

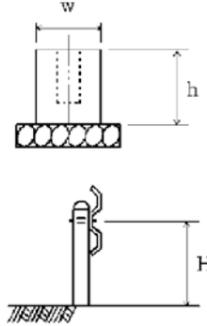
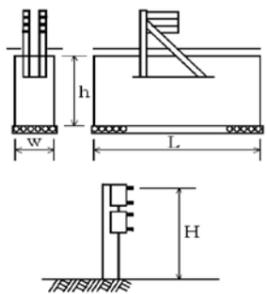
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
5 砂防編	3 斜面对策	6 地下水排除工	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定する。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏心量 d	150			
						長さ L	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
5 砂防編	3 斜面对策	8 抑止杭工	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定する。		
						偏心量 d	D/4 以内 かつ 100 以内			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部 材  部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \dots \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定する。			
6 道路編	1 道路改良	7 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高▽	$\pm 30$	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定する。			
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20				
						幅 (内法) $w$	-30				
						高さ $h$	$\pm 30$				
						延長 L	$L < 20\text{m}$				-50
							$L \geq 20\text{m}$				-100
						テストハンマーによる強度推定調査					
ひび割れ発生状況調査											

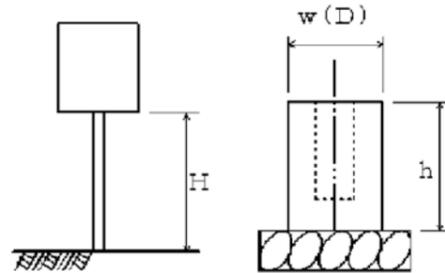
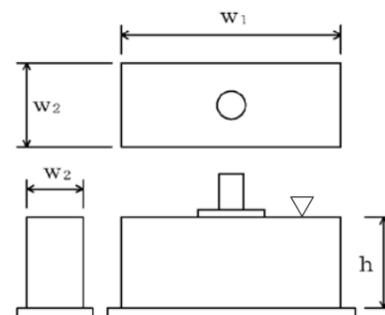
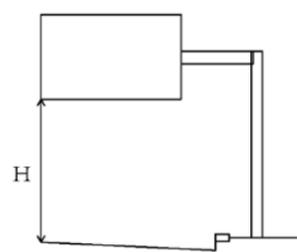
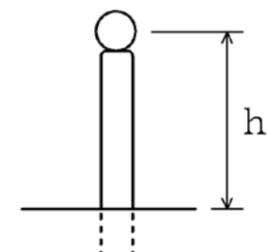
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎に測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
						延長 L	-200				
6 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所を測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						延長 L	-200				1 施工箇所毎に測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
						基礎	幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	-30			基礎 1 基毎に測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
							高さ h	-30			

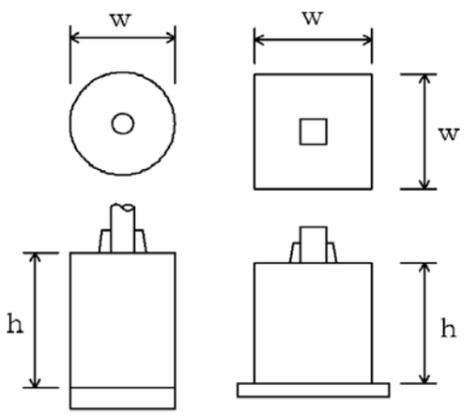
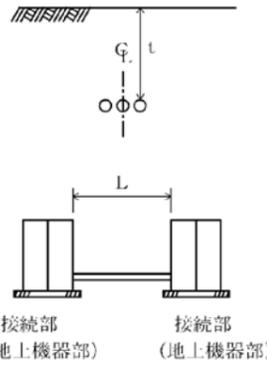
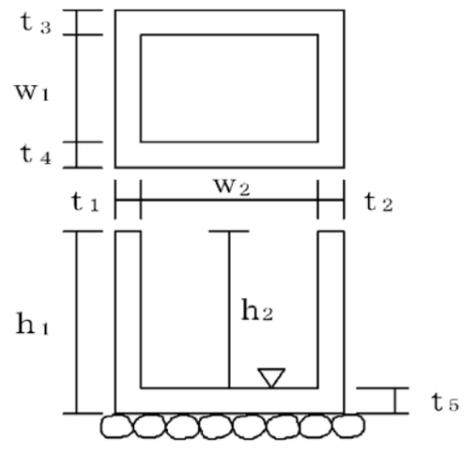
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所で測定する。			
						延長 L	-200				1 施工箇所毎に測定する。
						基礎	幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	-30			基礎 1 基毎に測定する。
							高さ h	-30			
						アンカー -長 ℓ	打込み ℓ	-10%			全数を測定する。
							埋込み ℓ	-5%			
6 道路編	1 道路改良	10 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所で測定する。。			
						高さ h	-30				
						延長 L	-200	1 施工箇所毎に測定する。			
6 道路編	1 道路改良	10 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	±15	施工延長 5 スパンにつき 1ヶ所で測定する。		
							ずれ a	10			
							ねじれ b - c	5			
							倒れ d	h × 0.5%			
						高さ h	+30、-20	1 施工箇所毎に測定する。			
						延長 L	-200				

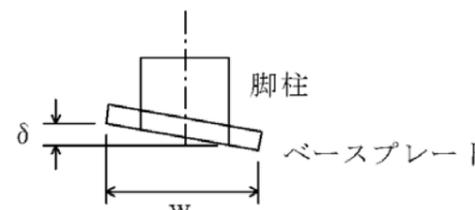
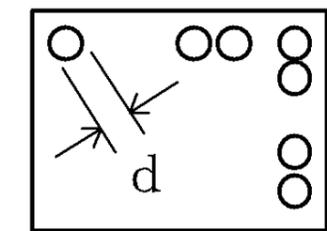
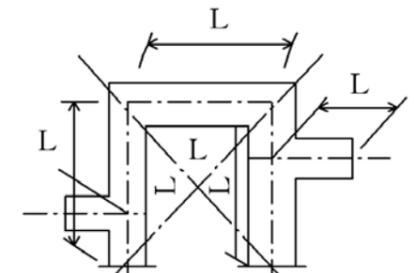
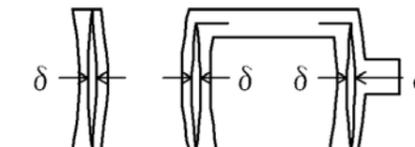
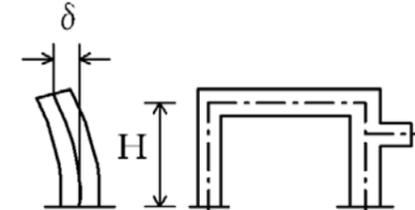
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上			
6 道路編	2 舗装	3 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	片側延長 40m 毎に 1ヶ所測定し、さらに片側延長 200m 毎に 1か所を掘り起こして厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500 t 以上の工事とする。  工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						厚さ	t < 15 cm	-30	-10			
							t ≥ 15 cm	-45	-15			
幅	-100		—									
6 道路編	2 舗装	3 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定し、さらに 500 m <sup>2</sup> 以上で 1000 m <sup>2</sup> に 1個の割でコアを採取して測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	街渠工は取合舗装工を準用 (ブロック設置部分について側溝工を準用)	
						幅	-25					—
6 道路編	2 舗装	4 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30		施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所測定する。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。		
						延長 L	-200					1ヶ所/1施工箇所測定する。  なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要		
6 道路編	2 舗装	6 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1ヶ所/1踏掛版で測定する。				
						各部の厚さ	±20	1ヶ所/1踏掛版で測定する。				
						各部の長さ	±30	1ヶ所/1踏掛版で測定する。				
					踏掛版工 (ラバーシュー)	各部の長さ	±20	全数を測定する。				
						厚さ	—					
					踏掛版工 (アンカーボルト)	中心のずれ	±20	全数を測定する。				
						アンカー長	±20	全数を測定する。				
6 道路編	3 道路附属物	3 防護柵工	3	1	防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長 40mで測定する。 40m 以下のものについては、2ヶ所/1施工箇所で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
							高さ h	-30				
						ビーム取付高 H		+30 -20				1ヶ所/1施工箇所で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
6 道路編	3 道路附属物	3 防護柵工	3	2	防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1施工箇所毎で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
							高さ h	-30				
							延長 L	-100				
						ケーブル取付高 H		+30 -20				1施工箇所毎で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。

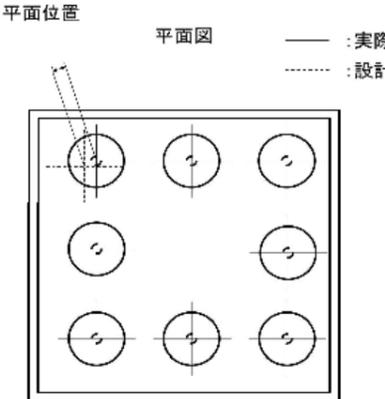
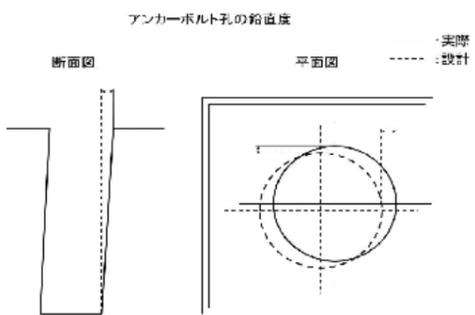
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	3 道路附属物	3 防護柵工	4		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎 10基につき 1基、10基以下のものについては、2基測定する。 測定箇所は、1基につき 1ヶ所測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						基礎	高さ h	-30			
							パイプ取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所測定する 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	3 道路付属物	4 標識工	3		小型標識工	設地高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基で測定する。			
						基	幅 w (D)	-30			基礎1基毎に測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
							高さ h	-30			
						礎	根入長	設計値以上			
6 道路編	3 道路付属物	4 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	基準高▽	±30	基礎1基毎に測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	-30				
						高さ h	-30				
6 道路編	3 道路付属物	4 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
6 道路編	3 道路付属物	4 標識工	5・6		視線誘導標	高さ h	±30	1ヶ所/10本で測定する。 10本以下の場合、2ヶ所測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
					距離標の設置						
6 道路編	3 道路付属物	5 区画線工	2		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定する。			
						幅 w	設計値以上				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 道路付属物	8 道路照明施設工	2		道路照明施設工 (道路照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所／1施工箇所 で測定する。		
					(照明灯柱)	高さ h	-30			
						設置高	設計値以上			
6 道路編	3 道路付属物	9 道路付属施設工	3	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所測定する。		
						延長 L	-200	接続部間毎で全数測定する。		
6 道路編	3 道路付属物	9 道路付属物工	3	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高▽	±30	1ヶ所毎に測定する。 ※ 現場打ちの場合		
						※厚さ t <sub>1</sub> ～t <sub>5</sub>	-20			
						※幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	-30			
						※高さ h <sub>1</sub> 、h <sub>2</sub>	-30			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要						
6 道路編	4 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部	脚柱とベースプレートの鉛直度	$\delta$ (mm)	W/500	各脚柱、ベースプレートを測定する。							
							材						ベースプレート	孔の位置	±2	全数を測定する。	
														孔の径 d	0~5	全数を測定する。	
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \dots \dots$ $L \leq 10m$ $\pm 10 \dots \dots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20)/10)$ $\dots \dots 20m < L$	両端部及び片持ばり部を測定する。								
							はりのカンバー及び柱の曲り	$\delta$ (mm)	L/1000	各主構の各格点を測定する。	 側面図      正面図						
							柱の鉛直度	$\delta$ (mm)	$10 \dots \dots$ $H \leq 10$ $H/1000 \dots \dots$ $H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定する。 H：高さ (m)	 側面図      正面図						

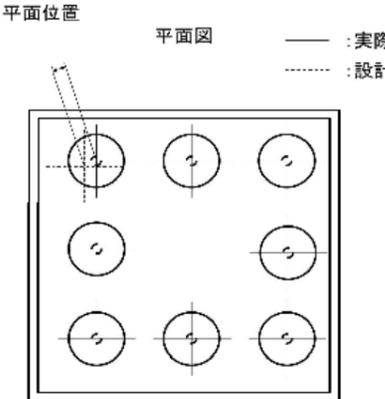
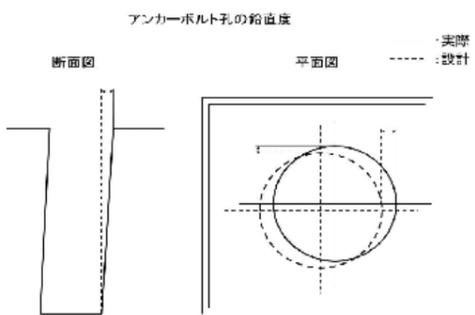
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 橋梁下部	4 橋台工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所で測定する。  箱抜き形状の詳細については、「道路橋支承便覧」による。  なお、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度は除く)  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w <sub>1</sub> (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w <sub>2</sub> (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w <sub>3</sub> (橋軸方向)	-50			
						高さ h <sub>1</sub>	-50			
						胸壁の高さ h <sub>2</sub>	-30			
						天端長 l <sub>1</sub>	-50			
						敷長 l <sub>2</sub>	-50			
						胸壁間距離 l	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	4 橋梁下部	4 橋台工	8		橋台躯体工	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は、 沓 座 の 中 心 で は な く ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定 す る。  ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は、 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測 す る。	<p>平面位置</p> <p>平面図</p> <p>— : 実際</p> <p>----- : 設計</p>  <p>アンカーボルト孔の鉛直度</p> <p>断面図</p> <p>平面図</p> <p>----- : 実際</p> <p>----- : 設計</p> 	
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下			

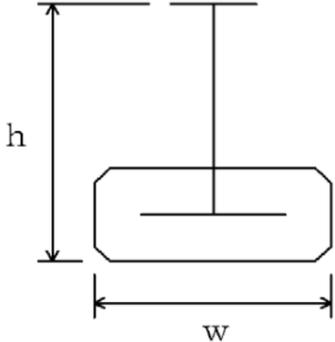
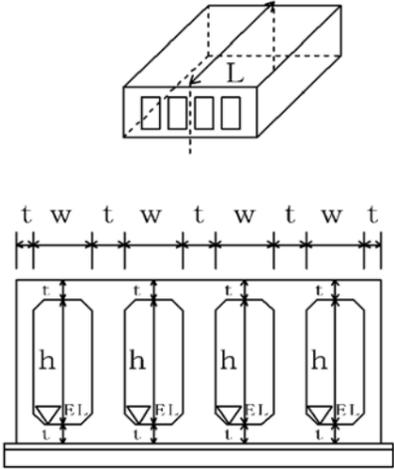
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び 両端部、その他は寸法表示箇所 で測定する。  箱抜き形状の詳細については、 「道路橋支承便覧」による。  なお、従来管理のほか「3次元計 測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることが できる。(アンカーボルト孔の鉛 直度は除く)  ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)」に基づ き出来形管理を実施する場合 は、同要領に規定する計測精度・ 計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することが できる。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w <sub>1</sub> (橋軸方向)	-20			
						敷幅 w <sub>2</sub> (橋軸方向)	-50			
						高さ h	-50			
						天端長 l <sub>1</sub>	-50			
						敷長 l <sub>2</sub>	-50			
						橋脚中心間距離 l	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

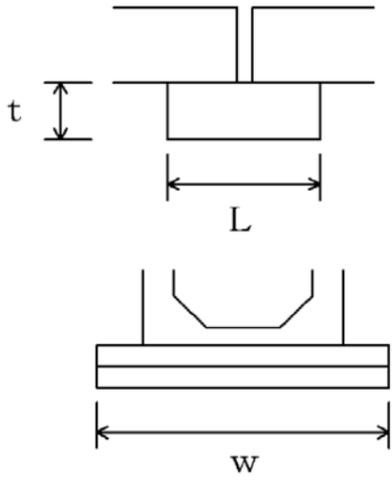
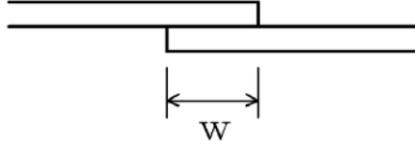
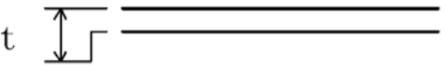
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	4 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は、沓座の中心ではなくアンカーボルトの箱抜きの中心で測定する。  アンカーボルト孔の鉛直度は、箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測する。		
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下			

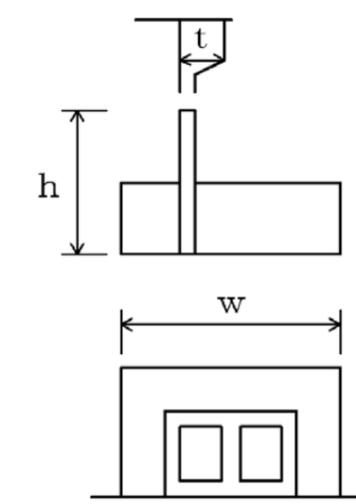
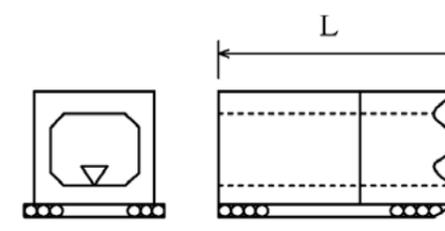
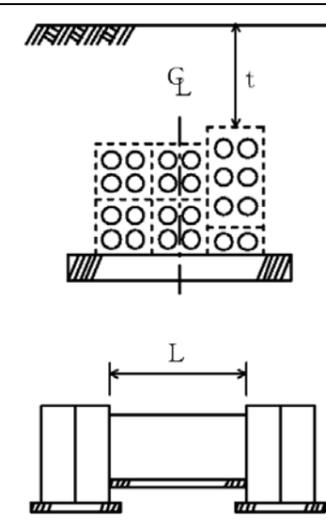
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び 両端部、その他は寸法表示箇所 で測定する。  箱抜き形状の詳細については、 「道路橋支承便覧」による。  なお、従来管理のほか「3次元計 測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることが できる。(アンカーボルト孔の鉛 直度は除く)  ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)」に基づ き出来形管理を実施する場合 は、同要領に規定する計測精度・ 計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することが できる。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w <sub>1</sub>	-20			
						敷幅 w <sub>2</sub>	-20			
						高さ h	-50			
						長さ ℓ	-20			
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

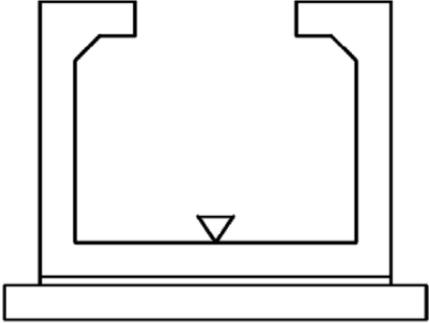
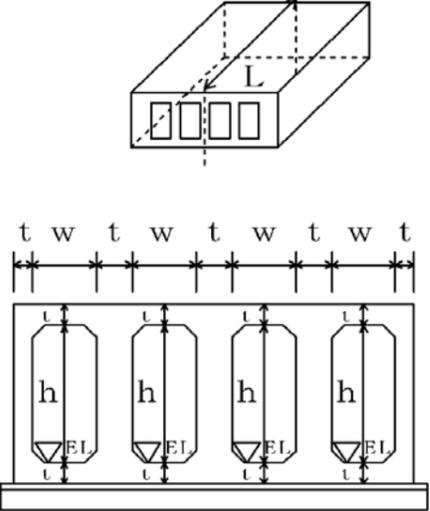
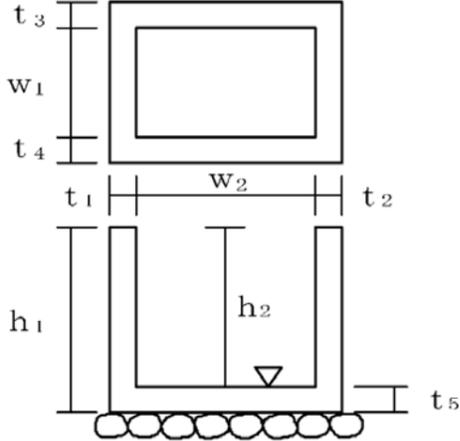
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	4 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は、 沓 座 の 中 心 で は な く ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定 す る。  ア ン カ ー ボ ルト 孔 の 鉛 直 度 は、 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測 す る。	<p>平面位置</p>  <p>平面図</p> <p>— : 実際 - - - : 設計</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度</p>  <p>断面図</p> <p>— : 実際 - - - : 設計</p>	
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下			

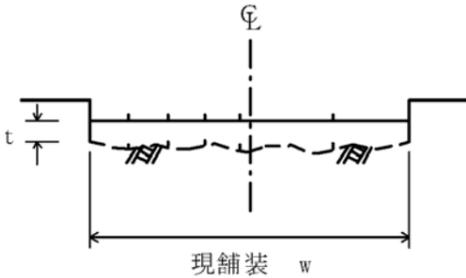
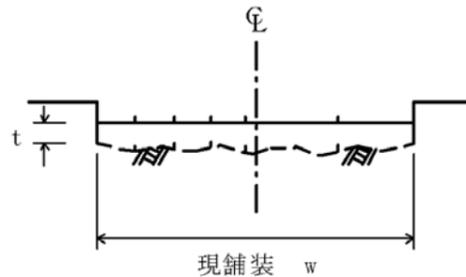
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び 両端部、その他は寸法表示箇所 で測定する。		
						幅 w (橋軸方向)	-50			
						高さ h	-50			
						長さ ℓ	-50			
6 道路編	4 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び 両端部、その他は寸法表示箇所 で測定する。		
						幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	-50			
						高さ h	-50			
6 道路編	4 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び 両端部、その他は寸法表示箇所 で測定する。		
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			
6 道路編	4 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び 両端部、その他は寸法表示箇所 で測定する。		
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

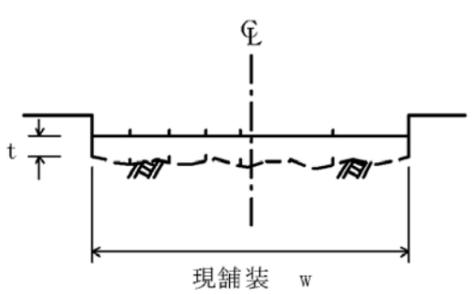
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	4 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta_1、\delta_2$	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定する。 ※耐候性鋼材（裸使用）の場合			
6 道路編	5 橋梁上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材 部材長 $l$ (m)	±3..... $l \leq 10$ ±4..... $l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定する。			
6 道路編	6 コンクリート橋上部	5 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 $w$	±5	桁全数について測定する。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定する。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 $l$ : スパン長			
						高さ $h$	+10 -5				
						桁長 $l$ (m) (スパン長)	$l < 15$ ..... ±10 $l \geq 15$ ..... ±(l-5) かつ -30以内				
						横方向最大タワミ	0.8l				
6 道路編	11 共同溝	5 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定する。			
						厚さ $t$	-20				
						内空幅 $w$	-30				
						内空高 $h$	±30				
						ブロック長 $L$	-50				
						内空断面積が 25 m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート	テストハンマーによる強度推定調査				
							ひび割れ発生状況調査				

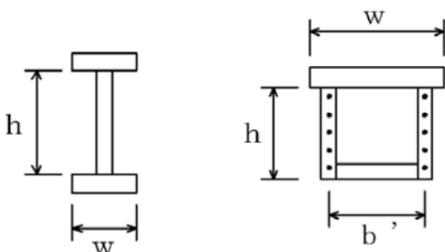
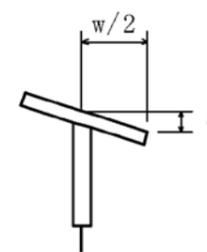
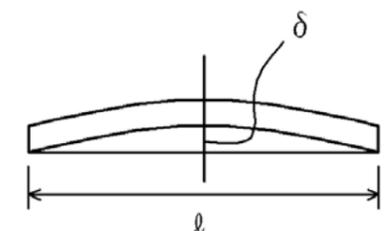
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	11 共同溝	5 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所で測定する。		
						幅 w	-20			
						長さ L	-20			
6 道路編	11 共同溝	5 現場打構築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定する。		
6 道路編	11 共同溝	5 現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定する。		

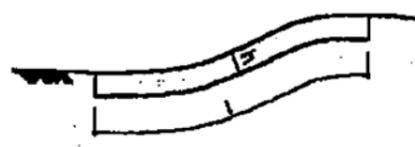
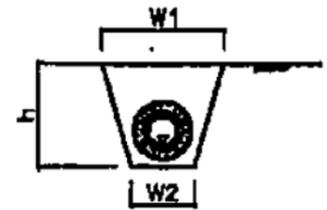
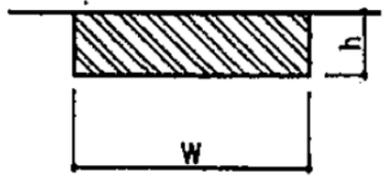
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	11 共同溝	5 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所で測定する。			
						幅 w	±50				
						厚さ t	-20				
6 道路編	11 共同溝	6 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 ただし、基準高の適用は据付後段階確認時のみ適用する。			
						延長 L	-200				延長：1 施工箇所毎に測定する。
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工 (管路部)	埋設深 t	0~+50	接続部 (地上機器部) 間毎に 1ヶ所測定する。			
						延長 L	-200				接続部 (地上機器部) 間毎に 1ヶ所測定する。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基準高▽	±30	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所測定する。		
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	4		現場打ボックス工(特殊部)	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定する。		
						厚さ t	-20			
						内空幅 w	-30			
						内空高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			
					内空断面積が 25 m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート	テストハンマーによる強度推定調査				
						ひび割れ発生状況調査				
6 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎測定する。 ※現場打部分のある場合		
						※厚さ t <sub>1</sub> ～t <sub>5</sub>	-20			
						※幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	-30			
						※高さ h <sub>1</sub> 、h <sub>2</sub>	-30			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
6 道路編	13 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは、40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は、車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、延長 40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側 1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 舗設幅 7m以上の道路 (3) 監督員が特に必要と認めた道路
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	3m プロフィールメーター (σ) 2.4 mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75 mm以下				
6 道路編	13 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または 標高較差 (切削) を算出する。計測密度 1 点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または 標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は、40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」算出する。 5. 幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、延長 40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側 1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 舗設幅 7m以上の道路 (3) 監督員が特に必要と認めた道路
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	-	3m プロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下			

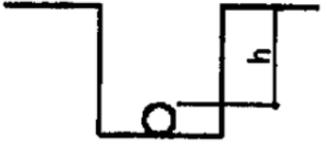
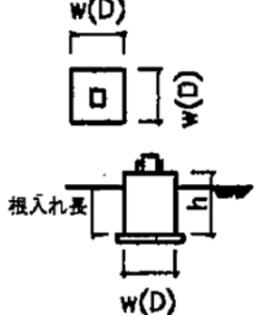
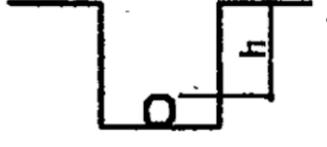
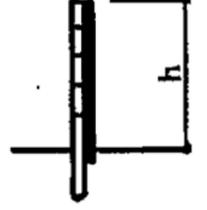
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	13 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	厚さは、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定する。 各車線 200m毎に 1か所を掘り起こして厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
6 道路編	15 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots \dots$ $w \leq 0.5$	主桁・主構	トラス・アーチ等	 <p>I型鋼桁      トラス弦材</p>	
						腹板高 h (m)	$\pm 3 \dots \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$				
						腹板間隔 b' (m)	$\pm 4 \dots \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$	床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定する。		
							$\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$				
			フランジ直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定する。					
			圧縮材の曲り $\delta$ (mm)	$\ell/1000$	—	主要部材全数を測定する。 $\ell$ ：部材長 (mm)					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
7 公園緑地編	1 基盤整備工	3 敷地造成工	2		表土保全工	法長 $l$	$l < 5 \text{ m}$	-200	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 または、面積 200 m <sup>2</sup> に 1ヶ所、面積 200 m <sup>2</sup> 以下は 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。		
							$l \geq 5 \text{ m}$	法長の - 4 %			
7 公園緑地編	1 基盤整備工	5 植栽基盤工	3		透水層工	幅 $W_1$ 、 $W_2$		-50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。		
						高さ $h$		-30			
						延長 $L$		-200			
7 公園緑地編	1 基盤整備工	5 植栽基盤工	4		土層改良工	幅 $W$		-100	耕耘タイプ毎につき 1ヶ所測定する。 または、面積 200 m <sup>2</sup> に 1ヶ所、面積 200 m <sup>2</sup> 以下は 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。		
						深さ $h$		-50			
7 公園緑地編	1 基盤整備工	5 植栽基盤工	7		人工地盤工	延長 $L$		-200	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。		
						深さ $h$		-30			

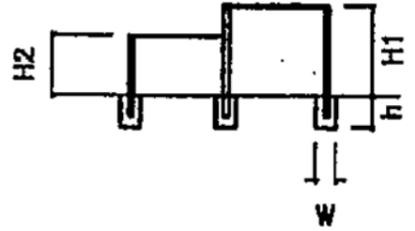
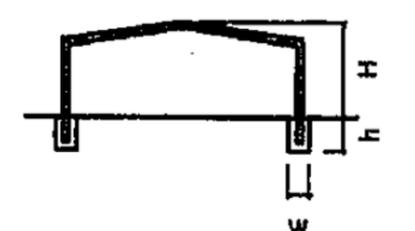
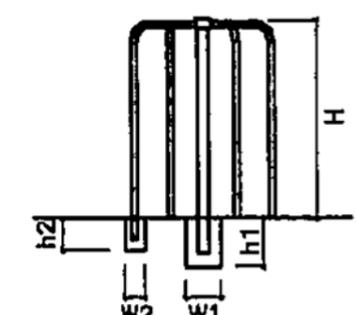
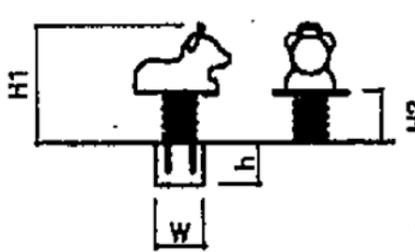
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
7 公園緑地編	1 基盤整備工	6 法面工	5		法面ネット工	法長 $l$	$l < 10$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。		
							$l \geq 10$	-200			
							延長 L	-200	1 施工箇所毎に測定する。		
7 公園緑地編	1 基盤整備工	10 公園施設等撤去・移設工	3	1	移設工 (遊具移設)		設置高 $H_1$ 、 $H_2$	$\pm 30$	1ヶ所/1基測定する。		
						基礎	幅 $w$ (D)	-30	基礎 1 基毎に測定する。		
							高さ $h$	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	1 基盤整備工	10 公園施設等撤去・移設工	3	2	移設工 (小工作物移設)		設置高 $H$	設計値以上	1ヶ所/1基測定する。		
						基礎	幅 $w$ (D)	-30	基礎 1 基毎に測定する。		
							高さ $h$	-30			
							根入れ長	設計値以上			

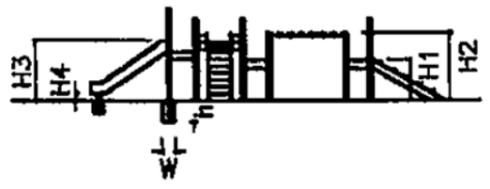
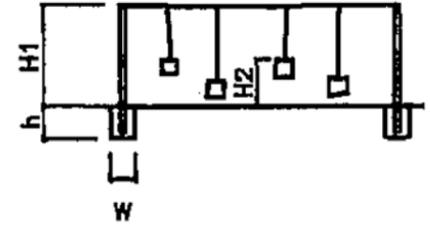
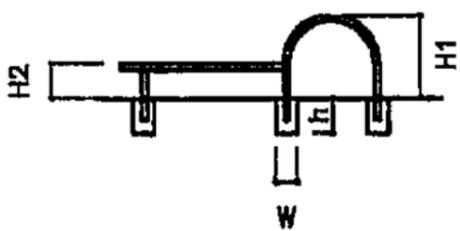
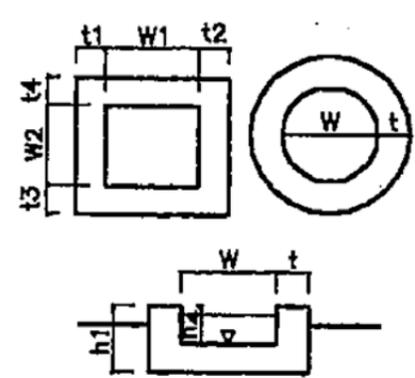
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
7 公園緑地編	2 植栽	3 植栽工	3 4 5 6		高木植栽工 中低木植栽工 特殊樹木植栽工 地被類等の植栽工	株立数 樹高、幹周、枝（葉）張	設計値以上	(植種) 高木 10本毎に測定する。 中木 10本毎に測定する。 低木 40本毎に測定する。 生垣は40本毎に測定する。			
						植穴	設計値以上	(植種) 高木 10本毎に測定する。 中木 10本毎に測定する。 低木 40本毎に測定する。 生垣等の布堀は40本毎に測定する。			
						鉢径・鉢高	—	(多植掘取) 高木 10本毎に測定する。 中木 10本毎に測定する。 低木 40本毎に測定する。			
						植付間隔	設計値以下	(地被・草花植付) 100㎡毎に測定する。			
						客土厚	設計値以上				
						目地幅	設計値以下	(張芝) 200㎡毎に測定する。 (筋芝) 40m毎に測定する。			
						しとね土	—				
						7 公園緑地編	2 植栽工	5 植栽基盤工			10
延長 l	-200	1 施工箇所毎に測定する。									
7 公園緑地編	2 植栽工	5 植栽基盤工	11.		樹名板設置工 (埋込型)	設置高 H	設計値以上	1 施工箇所毎に測定する。			
						基礎	幅 w (D)	-30			基礎 5 基毎に測定する。
							高さ h	-30			

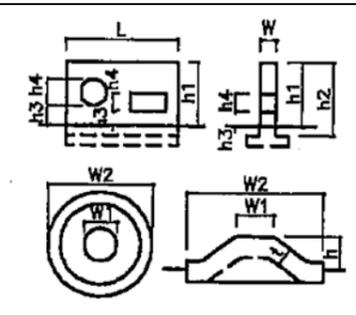
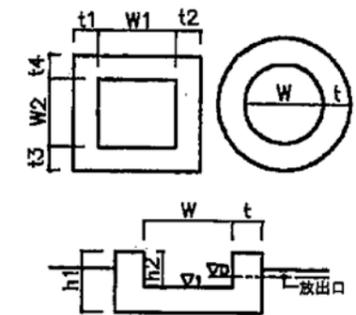
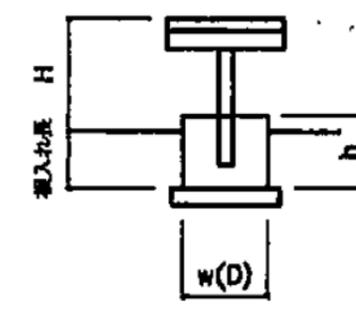
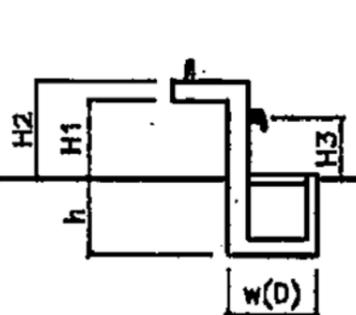
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
7 公園緑地編	3 施設整備	3 給水設備工	6		散水施設工 (散水栓高調整)	基準高▽	設計値	1ヶ所/1施工箇所毎に測定する。			
7 公園緑地編	3 施設整備	3 給水設備工	10		給水管路工 (埋設シート)	深さ h	-30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。			
						延長 L	-200				
7 公園緑地編	3 施設整備	6 電気設備工	4		放送設備工 (スピーカー柱基礎)	基礎	幅 w (D)	-30	基礎 1 基毎に測定する。		
							高さ h	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	6 電気設備工	8		電線管路工 (ケーブル) (埋設シート)	深さ h	-30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。			
						延長 L	-200				1 施工箇所毎に測定する。
7 公園緑地編	3 施設整備	8 修景施設整備工	5		袖垣・垣根工	高さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。			
						延長 L	-200				

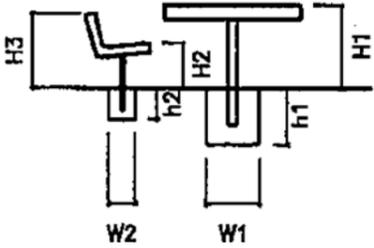
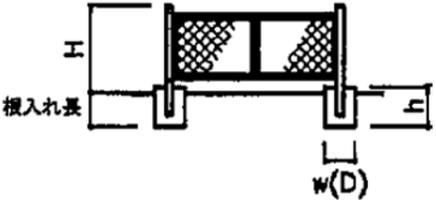
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
7 公園緑地編	3 施設整備	8 修景施設整備工	7		トレリス工	基準高▽	設計値以上	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 w (D)	-30			基礎 1 基毎に測定する。
							高さ h	-30			
							根入れ長	設計値以上			
						延長 L	-200	1ヶ所/1基で測定する。			
7 公園緑地編	3 施設整備	8 修景施設整備工	8		モニュメント工	基準高▽	設計値以上	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 w (D)	-30			基礎 1 基毎に測定する。
							高さ h	-30			
							根入れ長	設計値以上			
						延長 L	-200	1ヶ所/1基で測定する。			

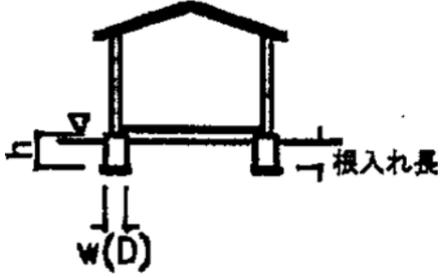
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	1	遊具組立設置工 (ブランコ)	設置高さ $H_1$ 、 $H_2$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 $w$	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ $h$	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	2	遊具組立設置工 (ジャングルジム)	設置高さ $H$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 $w$	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ $h$	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	3	遊具組立設置工 (すべり台)	設置高さ $H_1$ 、 $H_2$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 $W_1$ 、 $W_2$	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ $h_1$ 、 $h_2$	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	4	遊具組立設置工 (シーソー)	設置高さ $H_1$ 、 $H_2$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 $W_1$ 、 $W_2$	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ $h$	-30			
							根入れ長	設計値以上			

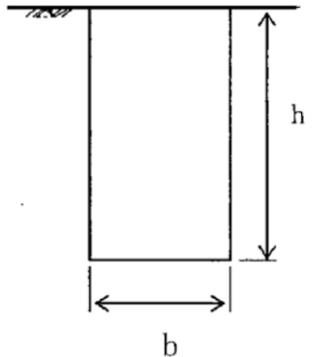
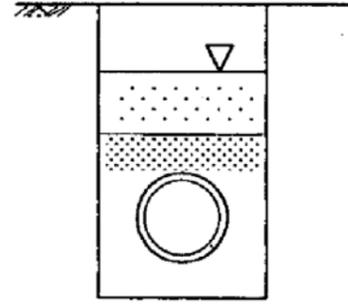
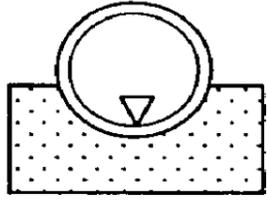
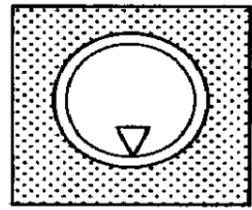
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	5	遊具組立設置工 (鉄棒)	設置高さ $H_1$ 、 $H_2$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。		
						幅 W	-30	基礎1基毎に測定する。		
						高さ h	-30			
						根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	6	遊具組立設置工 (ラダー)	設置高さ $H_1$ 、 $H_2$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。		
						幅 W	-30	基礎1基毎に測定する。		
						高さ h	-30			
						根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	7	遊具組立設置工 (はん登棒)	設置高さ H	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。		
						幅 $W_1$ 、 $W_2$	-30	基礎1基毎に測定する。		
						高さ $h_1$ 、 $h_2$	-30			
						根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	8	遊具組立設置工 (スプリング遊具)	設置高さ $H_1$ 、 $H_2$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。		
						幅 W	-30	基礎1基毎に測定する。		
						高さ h	-30			
						根入れ長	設計値以上			

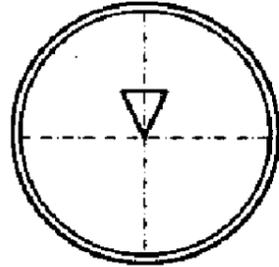
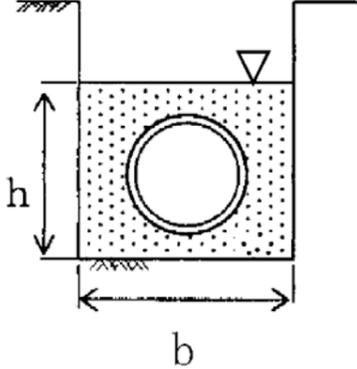
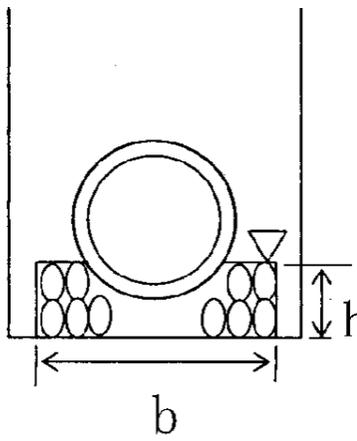
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	9	遊具組立設置工 (複合遊具)	設置高さ $H_1、\sim H_n$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 W	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ h	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	10	遊具組立設置工 (アスレチック遊具)	設置高さ $H_1、H_2$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 W	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ h	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	11	遊具組立設置工 (健康遊具施設)	設置高さ $H_1、H_2$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 W	-30			基礎1基毎に測定する。  ※監督員との協議による。
							高さ h	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	7	1	現場打遊具工 (砂場)	基準高▽	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。  ※標準図を持っている、または単一断面の場合に適用する。			
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20				
						幅 $W_1、W_2$	-30				
						高さ $h_1、h_2$	-30				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	7	2	現場打遊具工 (現場遊具)	厚さ t	-20	1ヶ所/1基で測定する。  ※標準図を持っている、または 単一断面の場合に適用する。			
						幅 W <sub>1</sub> 、W <sub>2</sub>	-30				
						高さ h <sub>1</sub> ～h <sub>4</sub>	-30				
						長さ L	設計値以上				
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	7	3	現場打遊具工 (徒歩池)	基準高▽ <sub>0</sub> 、▽ <sub>1</sub>	±30	1ヶ所/1基で測定する。  ※標準図を持っている、または 単一断面の場合に適用する。			
						厚さ t <sub>1</sub> ～t <sub>4</sub>	-20				
						幅 W <sub>1</sub> 、W <sub>2</sub>	-30				
						高さ h <sub>1</sub> 、h <sub>2</sub>	-30				
7 公園緑地編	3 施設整備	10 サービス施設整備工	3		時計台工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基で測定する。  基礎1基毎に測定する。			
						基礎	幅 w (D)				-30
							高さ h				-30
							根入れ長				設計値以上
7 公園緑地編	3 施設整備	10 サービス施設整備工	4		水飲み場工	設置高さ H <sub>1</sub> ～H <sub>3</sub>	±30	1ヶ所/1基で測定する。  基礎1基毎に測定する。			
						基礎	幅 w (D)				-30
							高さ h				-30
							根入れ長				設計値以上

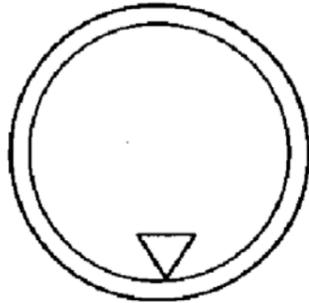
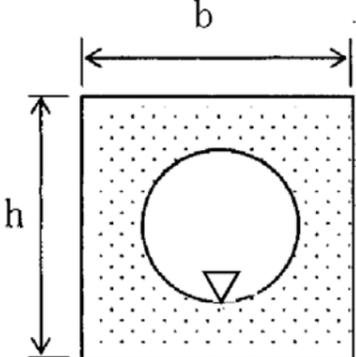
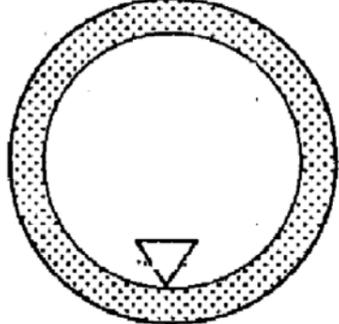
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
7 公園緑地編	3 施設整備	10 サービス施設整備工	6		ベンチ・テーブル工	設置高さ $H_1 \sim H_3$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 $W_1, W_2$	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ $h_1, h_2$	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	10 サービス施設整備工	7		野外炉工	設置高さ $H$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 $W$	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ $h$	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	10 サービス施設整備工	9		サイン施設工	設置高さ $H$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 $W$	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ $h$	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	11 管理施設整備工	7		門扉工 (門壁) (門柱) (門扉)	設置高さ $H$	設計値以上	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 $w(D)$	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ $h$	-30			
							根入れ長	設計値以上			

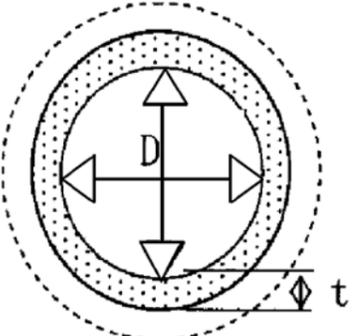
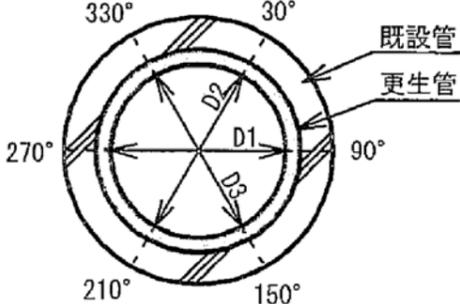
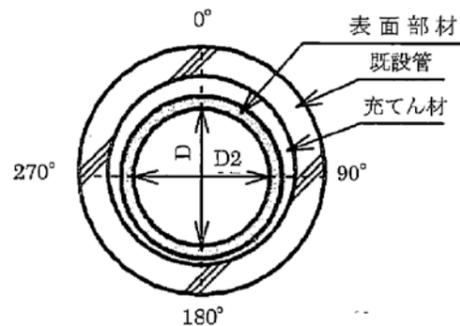
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
7 公園緑地編	3 施設整備	12 建築施設組立設置工	3		四阿工 (基礎)	基準高▽	±30	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 w (D)				-30
							高さ h				-30
							根入れ長				設計値以上

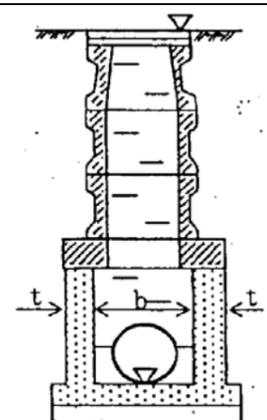
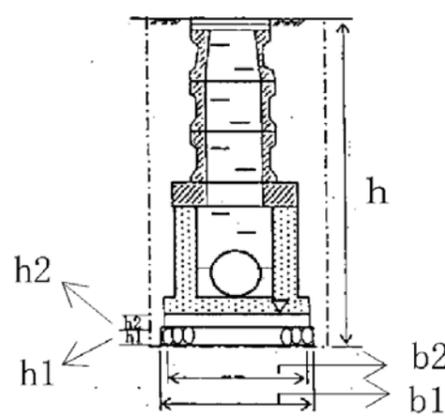
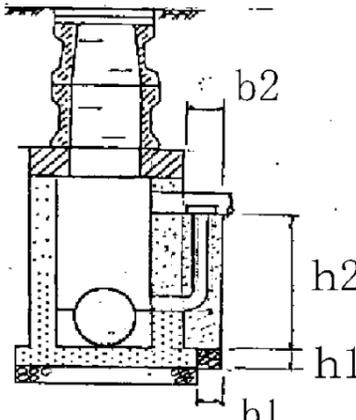
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	3 管路土工	1	管路掘削	深さ h	±30	マンホール間毎に1ヶ所測定する。		幅は、任意指定の場合施工計画書によるものを基準値とする。
						幅 b	-50			
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	3 管路土工	2	管路埋戻	基準高▽	±30	マンホール間毎に1ヶ所測定する。		
8 下水道編	1 管路	3 管きよ (開削)	4 管布設工	1	管布設 (自然流下管)	基準高▽	±30	基準高、中心のずれ(水平)は、マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きよの接続部付近を測定する。 なお、マンホール間の距離が40m未満の路線については、マンホール間の中央部付近の測定は不要とする。 延長ℓは、マンホール間を測定する。	 	
						中心線のずれ(水平)	±50			
						勾配	逆勾配不可			
						延長ℓ	-ℓ/500 かつ -200			
						総延長L	-200			

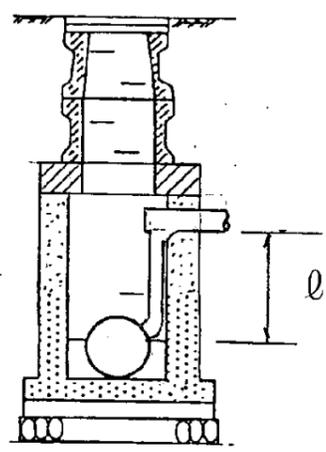
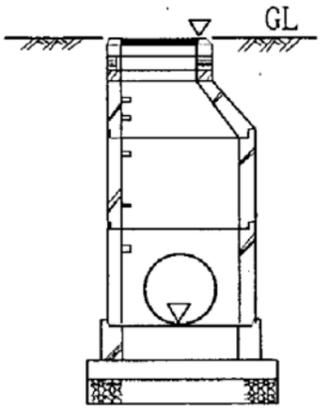
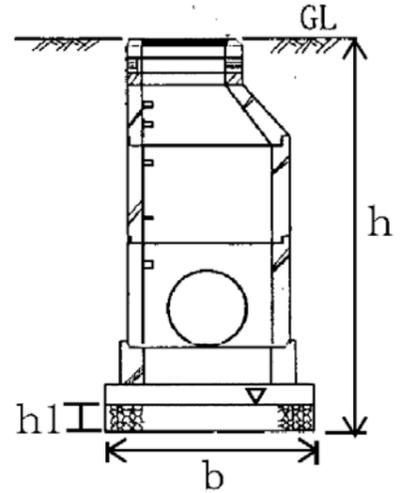
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	4 管布設工	2	管布設 (圧送管)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 50m の場合は 50m) につき 1ヶ所の割で測定する。		
						中心線のずれ (水平)	±50			
						総延長 L	-200			
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	1	砂基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きよの接続部付近を測定する。 なお、マンホール間の距離が 40m 未満の路線については、マンホール間の中央付近の測定は不要とする。		
						幅 b	-50			
						厚さ h	-30			
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	2	碎石基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きよの接続部付近を測定する。 なお、マンホール間の距離が 40m 未満の路線については、マンホール間の中央付近の測定は不要とする。		
						幅 b	-50			
						厚さ h	-30			

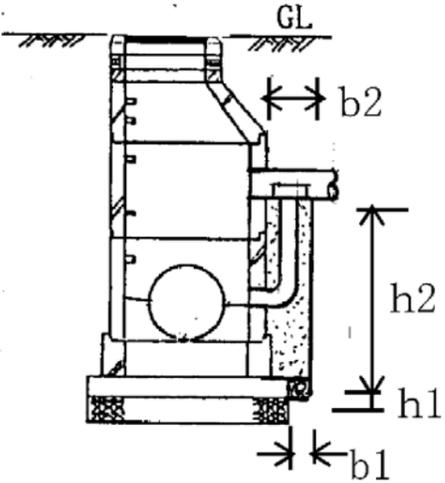
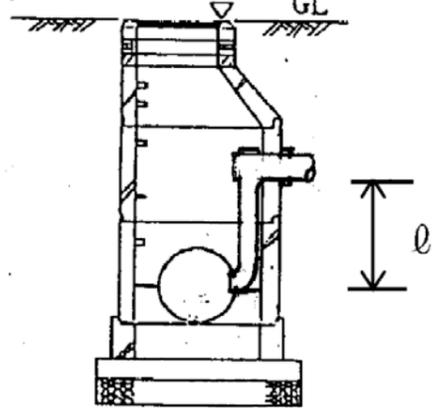
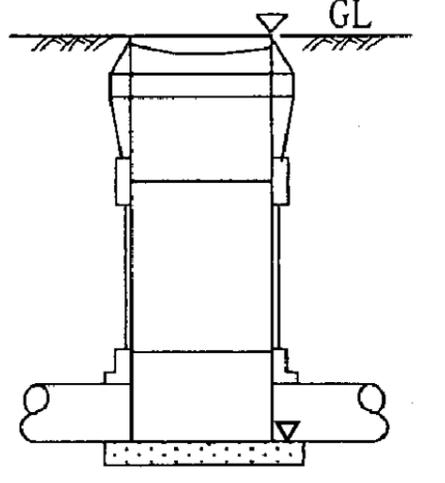
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	3	コンクリート基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きよの接続部付近を測定する。 なお、マンホール間の距離が40m未満の路線については、マンホール間の中央付近の測定は不要とする。		
						幅 b	-30			
						厚さ h	-30			
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	4	まくら土台基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きよの接続部付近を測定する。 なお、マンホール間の距離が40m未満の路線については、マンホール間の中央付近の測定は不要とする。		
						幅 b	-30			
						厚さ h	-30			
8 下水道編	1 管路	3 管きよ (開削)	5 管基礎工	5	はしご胴木基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きよの接続部付近を測定する。 なお、マンホール間の距離が40m未満の路線については、マンホール間の中央付近の測定は不要とする。		
						幅 b	-30			
						厚さ h	-30			

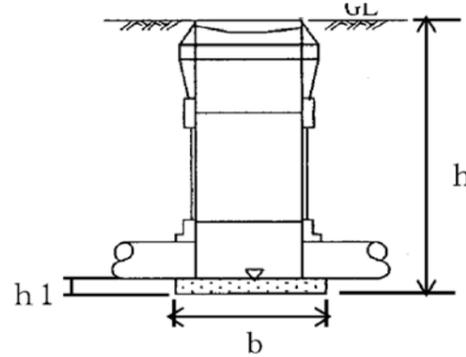
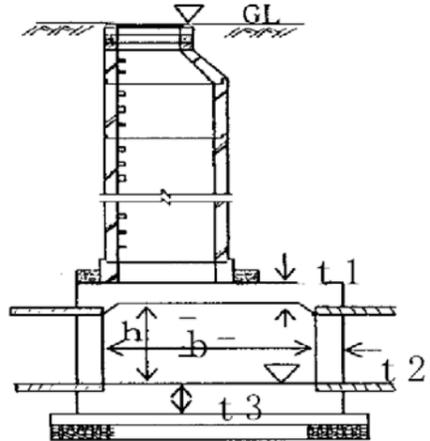
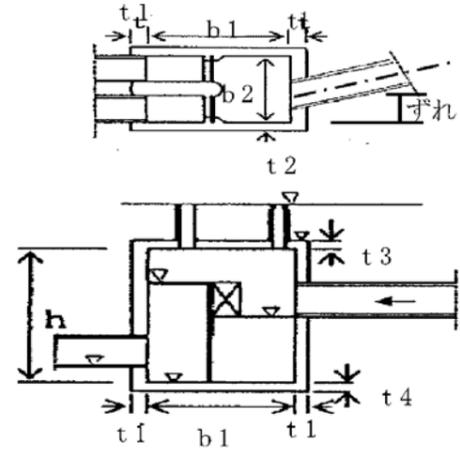
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	4・5 管きよ工 (小口径推進・推進)	3 小口径推進工		推進工	基準高▽ (管理目標値)	±50	基準高、中心のずれ(水平)及び勾配は、推進管1本毎に1ヶ所測定する。 ただし、小口径推進における基準高、中心線のずれ及び勾配は、推進管理測量の計測データによる。 延長 $l$ は、マンホール間を測定する。		管理目標値について土質条件等の事情によりやむを得ず満足できなかった場合は、流下能力及び自己洗浄能力の確保の有無をもって出来形の確認とすることができる。
						中心線のずれ(水平) (管理目標値)	±50			
						勾配	逆勾配不可			
						延長 $l$	$-l/500$ かつ-200			
						総延長L	-200			
8 下水道編	1 管路	4・5 管きよ工 (小口径推進・推進)	4 立坑内管布設工		空伏工	基準高▽ (管理目標値)	±50	1施工箇所毎に測定する。		管理目標値について土質条件等の事情によりやむを得ず満足できなかった場合は、流下能力及び自己洗浄能力の確保の有無をもって出来形の確認とすることができる。
						中心線のずれ(水平) (管理目標値)	±50			
						幅 b	-30			
						高さ h	-30			
						延長 $l$	-50			
8 下水道編	1 管路	6 管きよ (シールド)	3 一次覆工		掘進工 (二次覆工を省略する場合、小口径シールド工法含む)	基準高▽ (管理目標値)	±50	基準高、中心のずれ(水平)は、施工延長40m(測点間隔50mの場合は50m)につき1ヶ所の割で測定する。 延長 $l$ は、マンホール間を測定する。		管理目標値について土質条件等の事情によりやむを得ず満足できなかった場合は、流下能力及び自己洗浄能力の確保の有無をもって出来形の確認とすることができる。
						中心線のずれ(水平) (管理目標値)	±50			
						延長 $l$	$-l/500$ かつ-200			
						総延長L	-200			

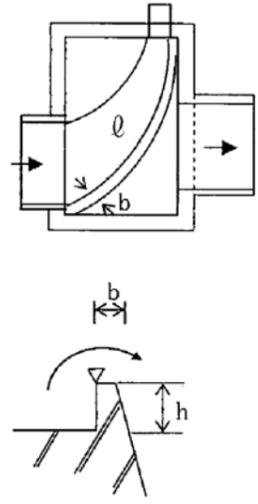
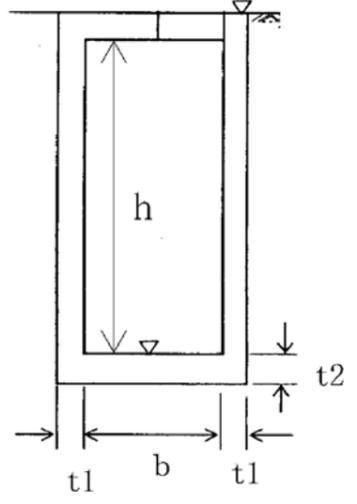
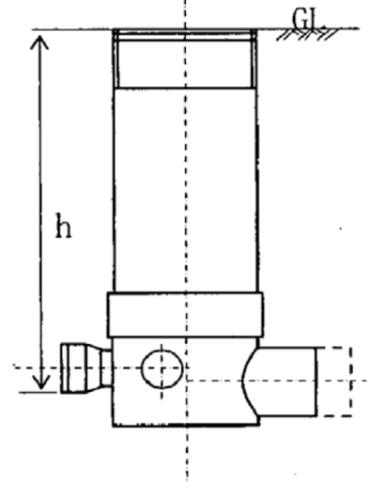
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	6 管きよ (シールド)	4 二次覆工		二次覆工	基準高▽ (管理目標値)	±50	基準高、中心のずれ(水平)及び勾配は、施工延長40m(測点間隔50mの場合は50m)につき1ヶ所の割で測定する。		管理目標値について土質条件等の事情によりやむを得ず満足できなかった場合は、流下能力及び自己洗浄能力の確保の有無をもって出来形の確認とすることができる。
						中心線のずれ(水平) (管理目標値)	±50			
						勾配	逆勾配不可			
						二次覆工厚 t	-20	二次覆工厚は、1打設につき端面で蛇行修正計画厚に対して上下左右4点を測定する。		
						仕上がり内径 D	±20	仕上がり内径は、施工延長40m(測点間隔50mの場合は50m)につき1ヶ所の割で測定する。		
						延長 l	- l / 500 かつ -200	延長 l は、マンホール間を測定する。		
総延長 L	-200									
8 下水道編	1 管路	7 管きよ 更生工	3 管きよ 内面被覆工		反転・形成工法	仕上がり内径 D	硬化直後と24時間以降の測定値で差がないこと。	1スパンの上下流管口で測定する。それぞれ更生管円周上の6ヶ所で測定する。硬化直後と24時間以降で同じ測定位置で計測し記録する。		最新版の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」に準拠し実施する。
						更生管厚	6ヶ所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は+20%以内とし、測定値の最小値は、設計更生管厚以上とする。			
8 下水道編	1 管路	6 管きよ 更生工	3 管きよ 内面被覆工		製管工法	仕上がり内径 (高さ・幅)	平均内径が設計更生管径を下回らない。	1スパンの上下流管口で測定する。それぞれ更生管の内側中央高と幅の2ヶ所で測定する。		

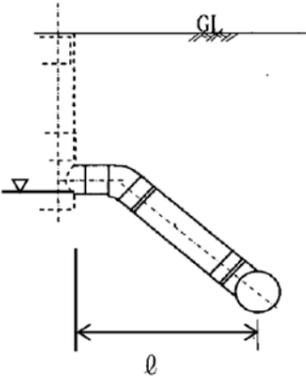
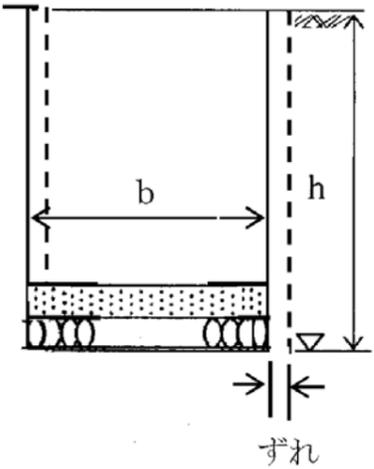
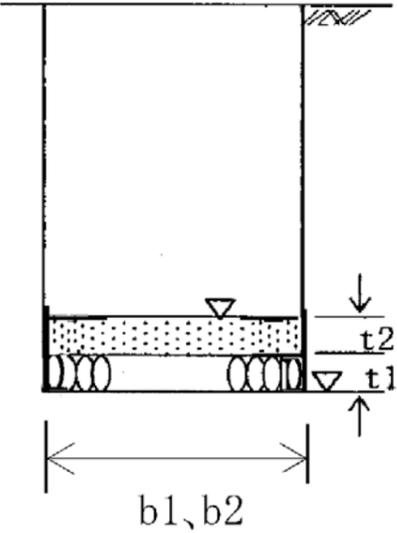
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		現場打ちマンホール工	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		
						幅 b (内法)	-30			
						壁厚 t	-20			
						人孔天端高	±30			
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		マンホール基礎工	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		
						床堀深 h	-30			
						基礎工幅 b <sub>1</sub>	-50			
						基礎工高 h <sub>1</sub>	-30			
						コンクリート幅 b <sub>2</sub>	-30			
						コンクリート高 h <sub>2</sub>	-10			
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		副管 (外副管)	基礎工幅 b <sub>1</sub>	-50	1 施工箇所毎に測定する。		
						基礎工厚 h <sub>1</sub>	-30			
						コンクリート幅 b <sub>2</sub>	-30			
						コンクリート高 h <sub>2</sub>	-30			

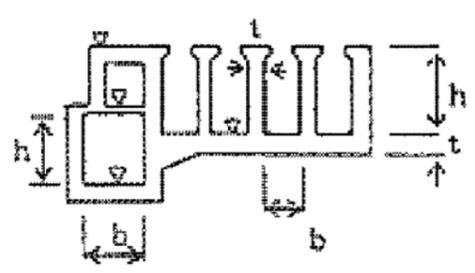
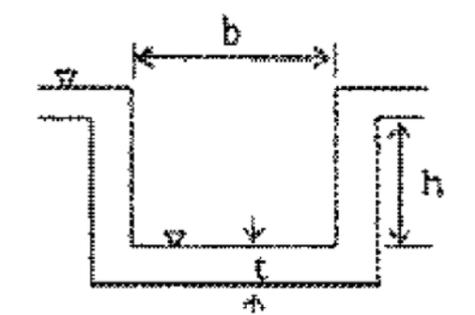
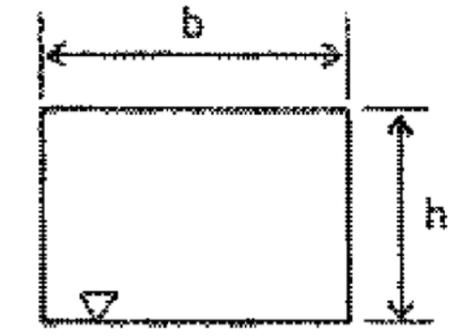
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		副管 (内副管)	延長 $l$	-30	1 施工箇所毎に測定する。		
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工		組立マンホール工	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		
						人孔天端高	±30			
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工		組立マンホール基礎工	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		
						床堀深 $h$	±30			
						基礎工幅 $b$	-50			
						基礎工高 $h_1$	-30			

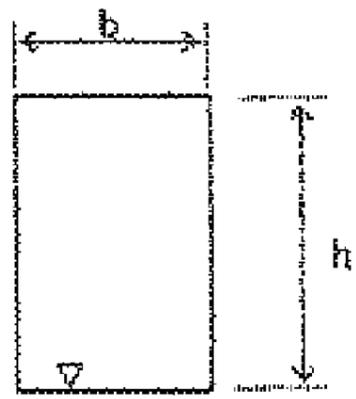
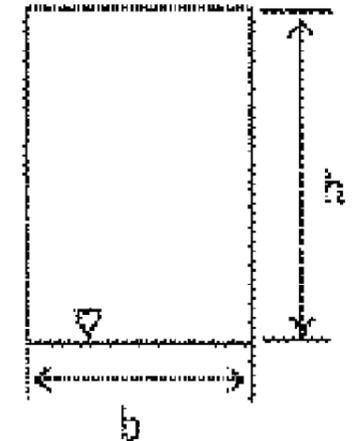
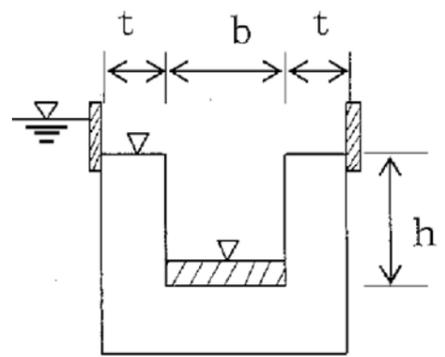
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工		副管 (外副管)	基礎工幅 $b_1$	-50	1 施工箇所毎に測定する。		
						基礎工高 $h_1$	-30			
						コンクリート幅 $b_2$	-30			
						コンクリート高 $h_2$	-30			
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工		副管 (内副管)	延長 $l$	-30	1 施工箇所毎に測定する。		
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	5 小型マンホール工		小型マンホール工	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		
						人孔天端高	±30			

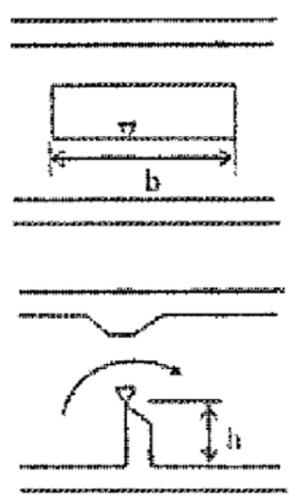
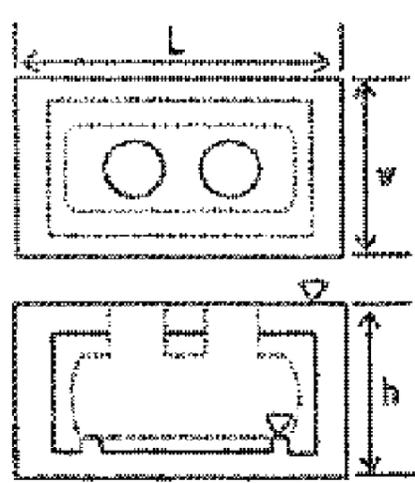
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	5 小型マンホール工		小型マンホール基礎工	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		
						床堀深 h	±30			
						基礎工幅 b	-50			
						基礎工高さ h <sub>1</sub>	-30			
8 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工		現場打ち特殊人孔	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		
						幅 b	-30			
						高さ h	±30			
						壁厚 t <sub>1</sub> ~t <sub>3</sub>	-20			
						人孔天端高	±30			
8 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工		伏せ越し室(雨水吐室)	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		
						幅 b <sub>1</sub> 、b <sub>2</sub> (内法)	±30			
						高さ h	±30			
						厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>4</sub>	-20			
						中心線のずれ	±50			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工		越流堰 (雨水吐室)	基準高▽	±10	基準高は、中央部及び両端部を測定する。 幅、高さ、延長は、1施工箇所毎に測定。		
						幅 b (厚さ)	±20			
						高さ (深さ)	±30			
						延長 ℓ (長さ)	-20			
8 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工		中継ポンプ施設	基準高▽	±30	1施工箇所毎に測定する。		
						幅、長さ b	-30			
						高さ h	±30			
						壁厚 t <sub>1</sub> 、t <sub>2</sub>	-20			
8 下水道編	1 管路	10 取付管及びます工	4 ます設置工		公共ます	ます深 h	±30	1施工箇所毎に測定する。		設計上規定している場合

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	10 取付管及び びます工	5 取付管布設工		取付管	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		設計上規定している場合
						延長 $l$	-200			
8 下水道編	1 管路	13 立坑工			立坑工	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		
						ずれ	±100			
						寸法 $b$	±100			
						深さ $h$	-30			
8 下水道編	1 管路	10 取付管及び びます工	4 ます設置工		立坑土工	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		
						碎石基礎幅 $b_1$	-50			
						碎石基礎厚 $t_1$	-30			
						底版コンクリート基準高	±30			
						底版コンクリート幅 $b_2$	-30			
						底版コンクリート厚 $t_2$	-10			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		池・槽の主要構造物	基準高▽	±30	1池(または1槽)について、図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
						幅 b	±30			
						高さ h	±30			
						壁厚 t	-20 ただし床版厚 -10			
						長さ	±50			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		池・槽の付属的構造物	基準高▽	±20	1施工箇所毎に図面の主要となる寸法表示箇所を測定する。		
						幅 b	±20			
						高さ h	±20			
						壁厚 t	±10			
						長さ	±50			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		開口部	幅 b	±20	永久開口部毎に測定する。		
						高さ h	±20			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		ゲート用開口部	基準高▽	-20 +0	開口部毎に測定する。		
						幅 b	-0 +20			
						高さ h	±20			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		可動堰用開口部	基準高▽	+0 -20	開口部毎に測定する。		
						幅 b	-0 +20			
						高さ h	±20			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	11 越流樋工		流出トラフ	基準高▽	±20	基準高は、1 施工箇所毎に交差点等を測定する。		
						幅 b	±20			
						高さ h	-20	幅、高さは、各池の1 施工箇所について3ヶ所測定する。		
						厚 t	±10			
						長さ	±50			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	12 越流堰板工		越流堰	基準高▽	±20 ※±5	基準高は、中央部及び両端部を測定する。 ※堰板（既製）使用の場合に適用  幅、高さは、1施工箇所毎に測定する。		
						幅 b	±20			
						高さ h	-20			
						長さ	±20			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工			燃料貯蓄留槽工	基準高▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			

- 注) 1. この表にない工種及び出来形の測定管理は、この表の中で最も類似している工種（出来形管理基準を参照）の方法に準じて行うこと。  
 2. 施工数量が、出来形の測定管理頻度未満の場合は、1回管理すること。  
 3. 検査員の検査時には、舗装工のコア採取を行うものとし、その頻度は1,000 m<sup>2</sup>毎に1個とする。ただし、切削を伴う舗装工のコア採取は10,000 m<sup>2</sup>までに2個以上とし、以後10,000 m<sup>2</sup>毎に1個以上追加するものとする。いずれの場合も500 m<sup>2</sup>未満は省略するものとする。  
 4. 検査員は、外部からの観察、出来形図、写真等により出来形の適否を判断することが困難な場合は必要に応じて構造物を最小限破壊して検査することができる。



(様式 2)

出 来 形 管 理 図

種 目

---

---

---

---

注 打合せ記録簿（提出）にて提出すること。  
（日本産業規格 A 4）





工出来形管理表

(断面図等)
--------

測定項目	測点	設計値	左		中		右		規格値	備考
			実測値	差	実測値	差	実測値	差		

(日本産業規格 A 4)

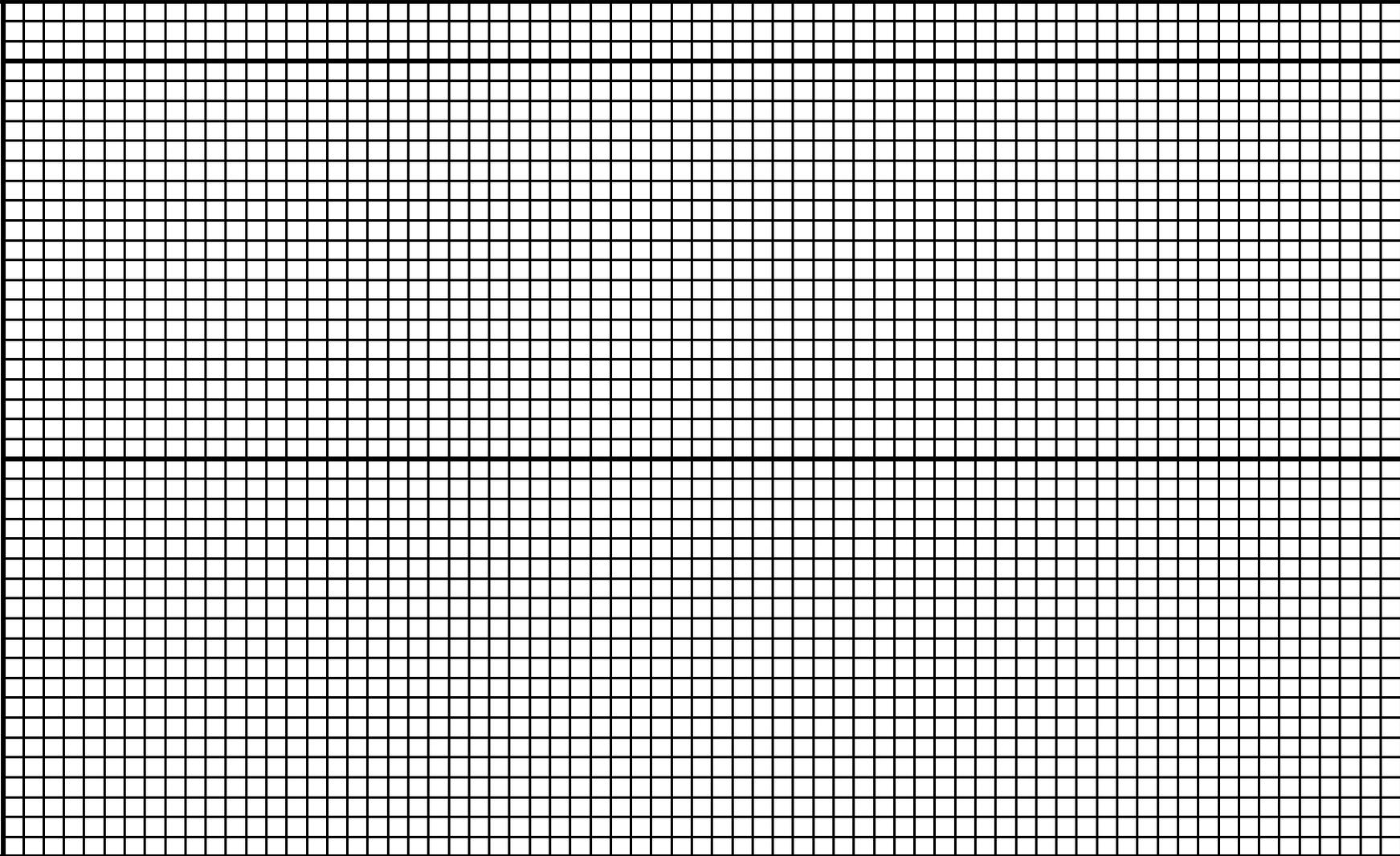
(様式 2-5)

工事名 \_\_\_\_\_

工出来形管理図

種別: \_\_\_\_\_

測定項目: \_\_\_\_\_

測点番号	
設計値との差 (mm)	
記事	

(日本産業規格A4)



別表 1

## 整備書類(データ)一覧表 (参考)

監督員作成書類 (データ)	土木工事標準仕様書 様式番号	請負人提出書類 (データ)	土木工事標準仕様書 様式番号
測量依頼書(道路・河川・公共用地)		工事着手届	第2号様式
測量依頼書(公園)		建設業退職金共済掛金収納書	
測量標等確認依頼書		法定外労災補償制度への加入証書	
測量標等保全通知書		工事工程表(工事変更工程表)	第3・4号様式
測量標等保全完了届書(引照)		現場代理人等届(現場代理人)	第5・6号様式
		同上(監理技術者等)	第5・6号様式
意見聴取(道路法第95条の2)		CORINSの確認書(着手・変更・完了)	
警察協議書(道路交通法第80条)		工事下請負届	第10号様式
消防署届出(火災予防条例69条)			
通知書(建設リサイクル法)		特定建設作業実施届書(写)(延期届)	
支障物件調査、移設依頼 上下水道		PR文書「工事のお知らせ」	
同上 NTT		施工計画書(変更)	第37・38号様式
同上 中電		休日・夜間作業届	第36号様式
同上 ガス		段階確認書	第45号様式
		請求・通知・協議・報告・承諾書	第33号様式
建設発生土情報調書(建設発生土工事間流用)		使用材料承諾願	第34号様式
埋蔵文化財の調査		打合せ記録簿	第35号様式
工事現場における施工体制の把握表		施工体制台帳・施工体系図	第39・40号様式
監督記録簿	第30号様式	工事完了届、請求書類一式	第17号様式
催告・請求・通知・協議・承諾書	第32号様式	出来形管理表・出来形管理図	
使用材料承諾書	第34号様式	品質管理結果(試験結果等)	
打合せ記録簿	第35号様式	テストハンマーによる強度推定調査票	
工事用材料出納簿	第11号様式	コンクリートのひび割れ調査票	
工事用貸与物件整理簿	第12号様式	工事施工記録写真	
		工事記録簿	第31号様式
検査依頼書(検査員指定通知書)		竣工図(出来形図)	
工事施工成績評定(入力)		植樹保険加入付保証明書	
検査調書	第18号様式	電気工作物の調査済証	
工事完了確認通知書	第19号様式		
		再生資源利用実施書	
測量標等保全完了届書(復元等)		再生資源利用促進実施書	
区域標復元依頼書		公共工事におけるグリーン購入ガイドラインに基づく使用実績表	
工事精算書	第27号様式	管理台帳作成(橋梁・標識・街路灯等)	
台帳補正資料		建設廃棄物処理委託契約書(写)	
		建設廃棄物処理受託者の許可証(写)	
		マニフェスト(検査時持参)	
		社内検査報告書	
		管理引継書資料	

注 上記の整備書類一覧表を参考にして必要な書類を作成すること。

(日本産業規格A4)